

目次

総論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画の背景と趣旨	2
2 法令等の根拠と計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 高齢者の現状	5
1 高齢者の状況	5
2 要介護等認定者の状況	8
3 介護（介護予防）給付費の状況	10
4 アンケートからみる高齢者の状況	12
第3章 第4期計画の評価及び本市の課題	21
1 第4期計画の評価	21
2 本市の課題	21
第4章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本方針	24
3 日常生活圏域	24
4 施策の体系	25
5 計画期間における将来推計	26
各論	29
第1章 生きがいつくりの充実と社会参加の促進	30
1 社会参加の促進	30
2 生きがいつくりの推進	34
第2章 介護予防と生活支援の充実	35
1 健康づくりの充実	35
2 介護予防の充実	38
3 高齢者福祉サービスの充実	44
第3章 介護給付サービス等の充実	46
1 介護保険の円滑な運営	46
2 介護保険サービスの質的向上	48
3 介護保険サービスの実施	53

第4章 地域包括ケアの促進	68
1 地域包括ケア体制の充実	68
2 地域包括支援センターの充実	69
3 地域福祉活動の充実	71
4 高齢者にやさしい環境づくり	74
5 認知症高齢者支援の充実	77
6 見守りと支え合いの促進	79
第5章 介護保険サービス事業量の見込み	81
1 介護保険の負担割合	81
2 総給付費の見込み	82
3 地域支援事業の概要	84
4 保険料の算出	86
資料編	89
1 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱	90
2 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	92
3 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会専門部会名簿	93

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

わが国の高齢者人口は平成22年10月1日時点で、過去最高の2,958万人で、高齢化率も23.1%となっています。総人口が減少する中、高齢者人口は、1947～49年生まれの「団塊の世代」が65歳以上になる平成27年には3,000万人を超え、75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、高齢化率が30.5%に達すると推計されています。

このような高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズがますます増大することが見込まれています。

平成12年4月の介護保険法施行から10年以上が経過し、介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会で支える仕組みとして着実に定着してきています。しかし、今後のさらなる高齢化に伴う介護保険料の高騰や認知症高齢者対策、施設への入所待機者の増加など、様々な課題に対応した新たな対策が求められています。

こうした中、国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう『地域包括ケア』の考え方にに基づき、取り組みを進めていくことが必要であるとしています。『地域包括ケア』の充実に向けては、「医療との連携強化」「介護サービスの充実と強化」「予防の推進」「見守り、配食、買い物などの多様な生活支援サービスの確保や権利擁護」「高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備」の5つに、より重点を置いて、体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

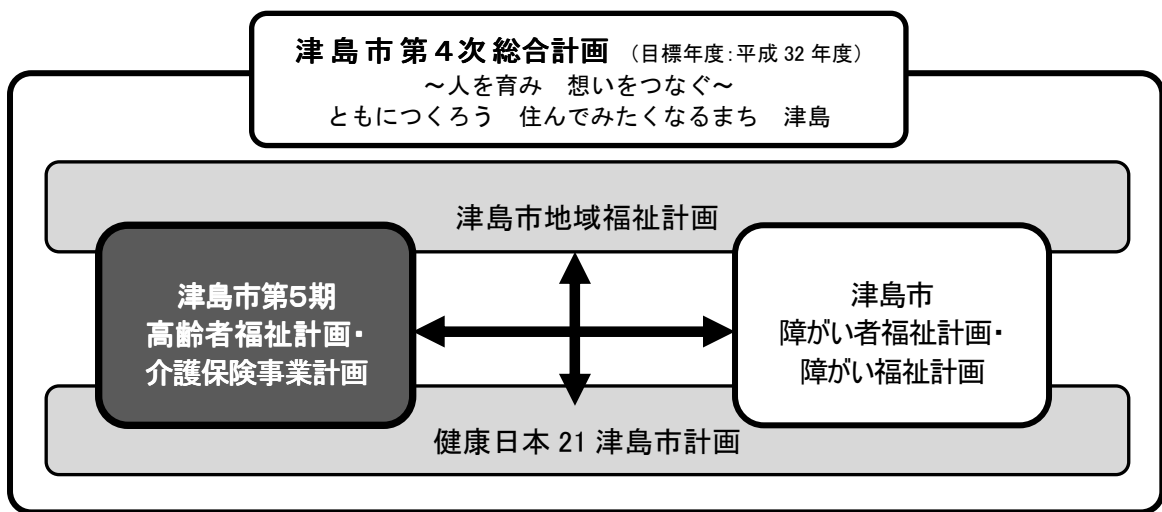
以上のような動向を踏まえ、津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）は、高齢者が可能な限り、健やかに自立した生活を送れるように支援するとともに、本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適正な介護保険サービス及び地域支援事業を提供できるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保することを目的とし、策定するものです。

2 法令等の根拠と計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき策定するものです。

本市においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「津島市第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

また、本計画は「津島市第 4 次総合計画」など市における上位計画や関連計画と整合を図り、策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間と定めます。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
津島市 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第4期			第5期(本計画)			第6期		

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、以下に掲げる方法などにより、学識経験者や福祉関係者、市民などの参画を求め、幅広い意見の聴取を行いました。

(1) 高齢者等の現状を把握するための実態調査の実施

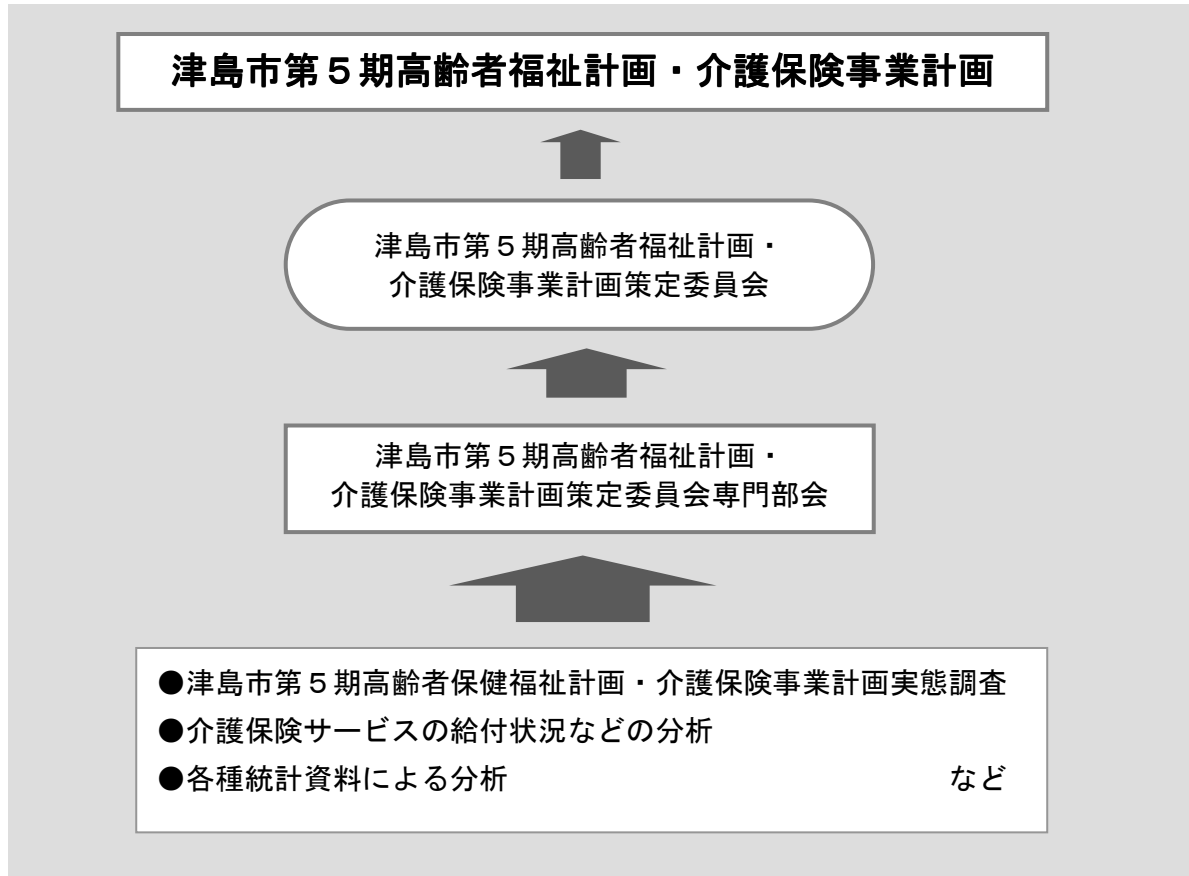
高齢者等の現状や要望、サービス利用の状況などを把握するとともに、介護・福祉サービス事業者のサービス提供に関する課題と今後の意向などを把握するため、「津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(2) 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の開催

学識経験者、関係機関代表、公募市民などから構成される「津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、各分野からの意見・要望などの反映に努めました。

(3) 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会専門部会の開催

庁内において、関係部局で構成する「津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会専門部会」において、施策についての検討を行いました。



第2章 高齢者の現状

1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成22年以降減少していますが、高齢者人口は増加しています。高齢化率は平成20年の20.7%から、平成23年には22.5%に増加しています。中でも後期高齢者の割合が増加しています。

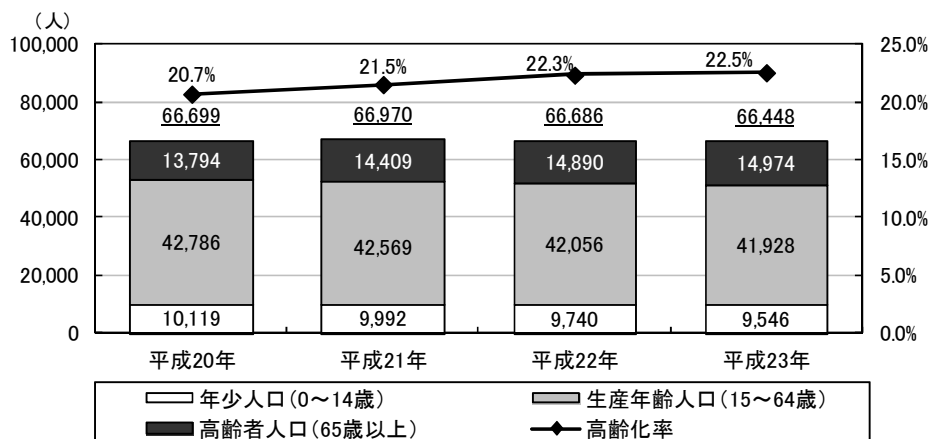
■総人口と高齢者人口の推移

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	66,699	66,970	66,686	66,448
高齢者人口	13,794	14,409	14,890	14,974
前期高齢者人口 (65歳以上75歳未満)	8,446	8,430	8,636	8,444
後期高齢者人口 (75歳以上)	5,348	5,979	6,254	6,530
高齢化率	20.7%	21.5%	22.3%	22.5%
第2号被保険者数 (40歳以上65歳未満)	21,917	21,952	22,004	22,367

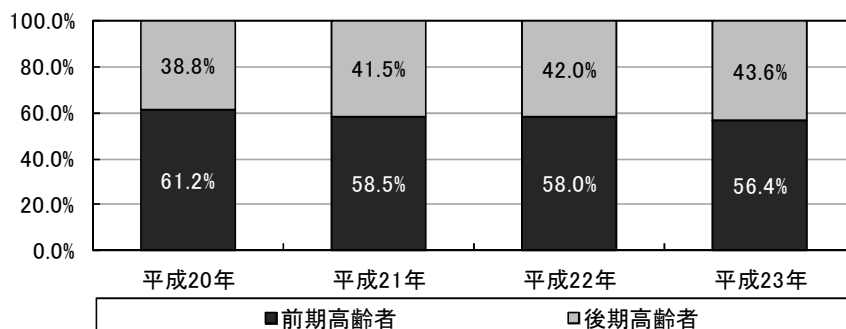
資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年3月末日）

■人口の推移



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年3月末日）

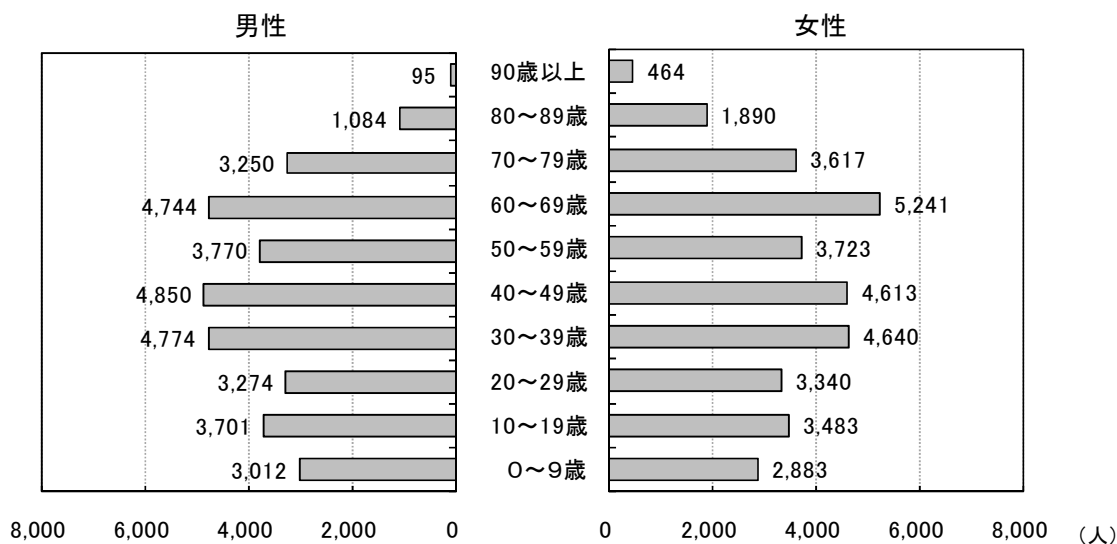
■前期高齢者・後期高齢者人口の割合



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（各年3月末日）

(2) 人口構造

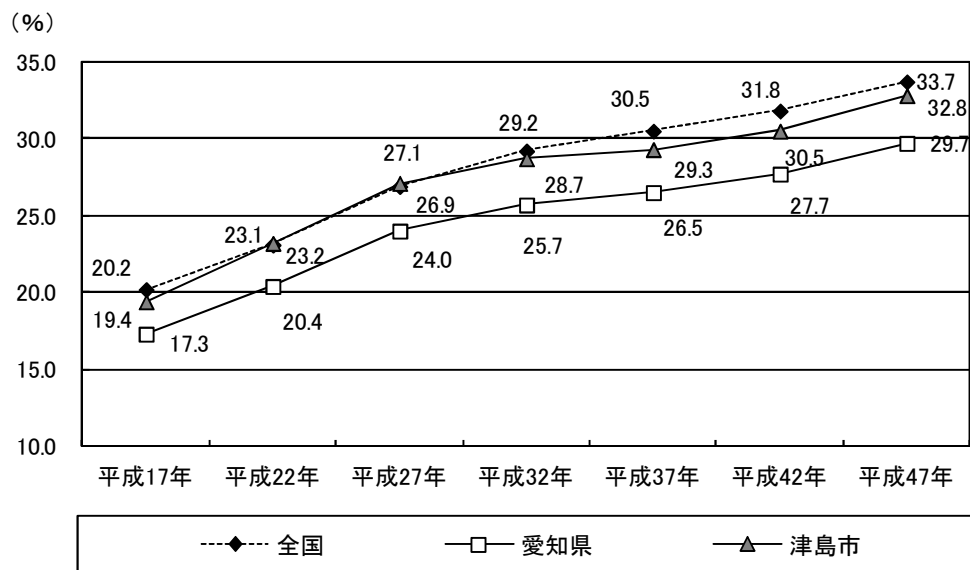
人口構造をみると、男性は、40～49歳が他の世代に比べて最も多く、次いで30～39歳、60～69歳が多くなっています。女性は、60～69歳が他の世代に比べて最も多く、次いで30～39歳、40～49歳が多くなっています。また高齢者の人口は、全体的に女性の方が多くなっています。



資料：住民基本台帳・外国人登録人口（平成23年3月末日）

(3) 高齢化率の推計

高齢化率の推計をみると、津島市の割合は、愛知県よりも高く、全国とほぼ同じ割合で上昇していくことが予測されます。平成37年には、全国の高齢化率は30.5%と3割を超え、津島市では29.3%になることが予測されます。



資料：平成17年は国勢調査、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

(4) 高齢者世帯の状況

津島市の世帯の中で、高齢者（65歳以上）のいる世帯は、平成22年で全体の41.5%となっており、全国、愛知県よりも高い割合となっています。高齢単身者世帯の割合は、全国よりも低くなっています。

■津島市の高齢者世帯の状況（平成17年、平成22年）

（単位：世帯）

	津島市			
	平成17年		平成22年	
	世帯数	割合	世帯数	割合
総世帯	22,282	100.0%	23,484	100.0%
高齢者（65歳以上）のいる世帯	8,348	37.5%	9,741	41.5%
高齢夫婦世帯	2,229	10.0%	2,777	11.8%
高齢単身者世帯	1,429	6.4%	1,918	8.2%

資料：国勢調査

■全国、愛知県の高齢者世帯の状況（平成22年）

（単位：世帯）

	愛知県		全国	
	平成22年		平成22年	
	世帯数	割合	世帯数	割合
総世帯	2,929,943	100.0%	51,842,307	100.0%
高齢者（65歳以上）のいる世帯	991,869	33.9%	19,337,687	37.3%
高齢夫婦世帯	278,356	9.5%	5,250,952	10.1%
高齢単身者世帯	217,326	7.4%	4,790,768	9.2%

資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）

 高齢単身者世帯（65歳以上の単身者世帯）

2 要介護等認定者の状況

(1) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、認定者数は増加を続けており、平成22年度には、認定者数は2,479人、認定率は16.6%となっています。

要介護等認定者割合の推移をみると、平成19年度以降、軽度者（要介護1以下）の割合が増加しています。

全国、愛知県との比較をみると、要支援2、要介護2の割合が高くなっています。

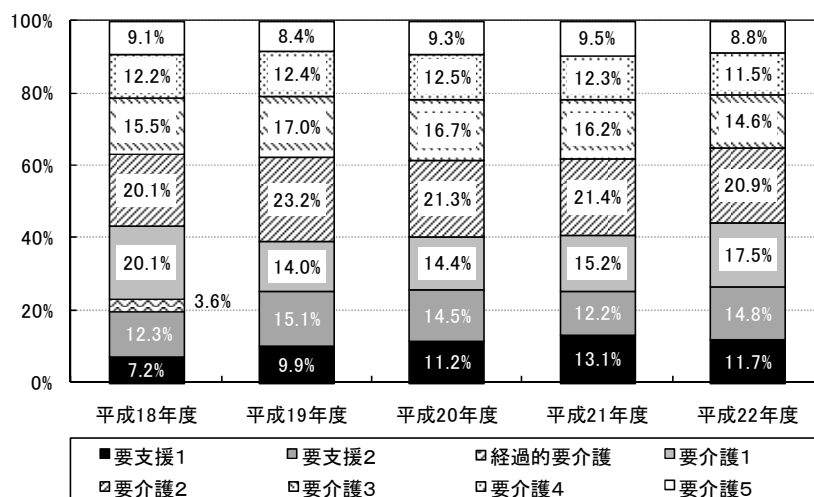
■ 要介護等認定者数と認定率の推移

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要介護等認定者数	2,284	2,393	2,479
認定率	16.6%	16.6%	16.6%

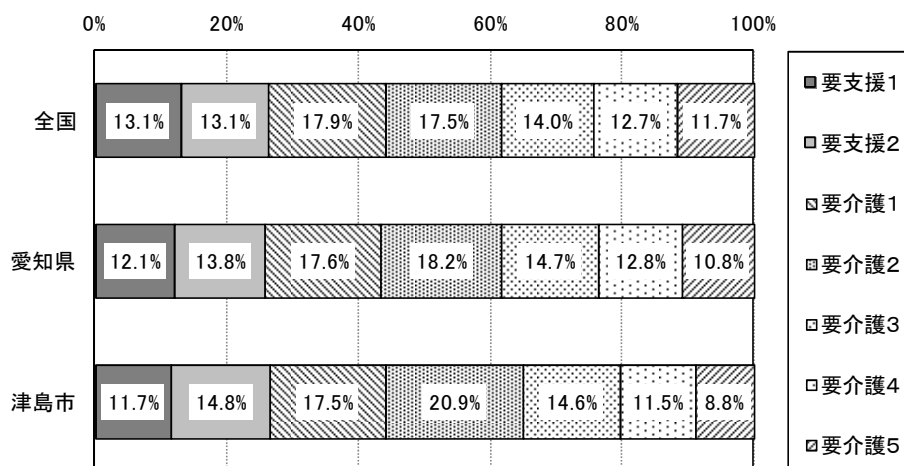
資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

■ 要介護等認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月）

■ 要介護等認定者割合の全国、愛知県との割合の比較



資料：介護保険事業状況報告（平成22年10月）

(2) 広域の状況

海部地域の状況をみると、7市町村の中では、津島市は高齢化率が22.8%と3番目に高くなっており、認定率は16.6%と最も高くなっています。第4期保険料は、2番目に高く、愛知県の市町村平均の第4期介護保険料（月額3,941円）を上回っています。

■海部地域における比較

(単位：人)

保険者	人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率	第4期 保険料
		65歳以上	平成22年			
津島市	65,237	14,875	22.8%	2,479	16.6%	4,011円
愛西市	64,981	15,799	24.3%	1,981	12.5%	3,850円
弥富市	43,280	9,174	21.2%	1,332	14.5%	3,450円
あま市	86,608	18,459	21.3%	2,320	12.6%	(七宝) 3,600円 (美和) 3,467円 (甚目寺) 4,300円
大治町	29,897	5,066	16.9%	664	13.1%	4,000円
蟹江町	36,639	7,521	20.5%	1,049	13.9%	3,500円
飛島村	4,525	1,068	23.6%	162	15.2%	3,400円

資料 人口：国勢調査（平成22年）、高齢者人口
 認定者数：介護保険事業状況報告（平成22年10月）
 介護保険料：愛知県保険医協会（第4期介護保険料調査）

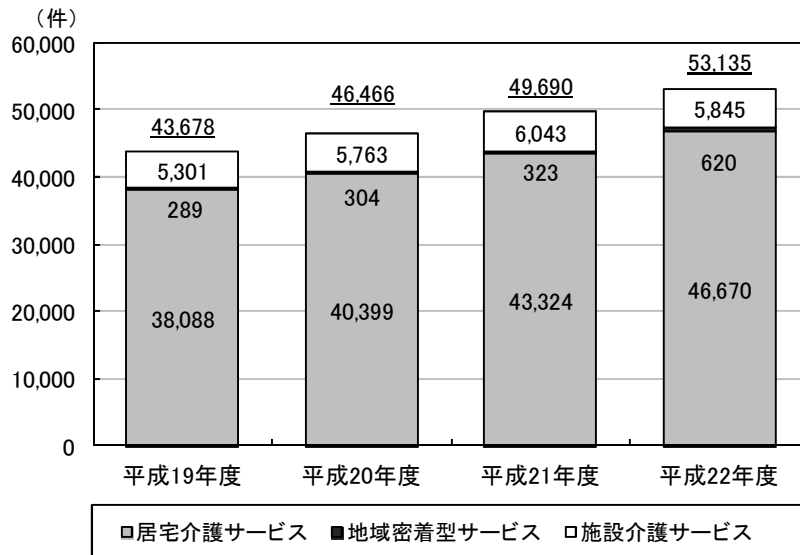
※あま市における第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、平成24年3月までは、旧3町ごとの保険料となっており、平成24年4月から統一

3 介護(介護予防)給付費の状況

(1) 件数及び給付費の推移

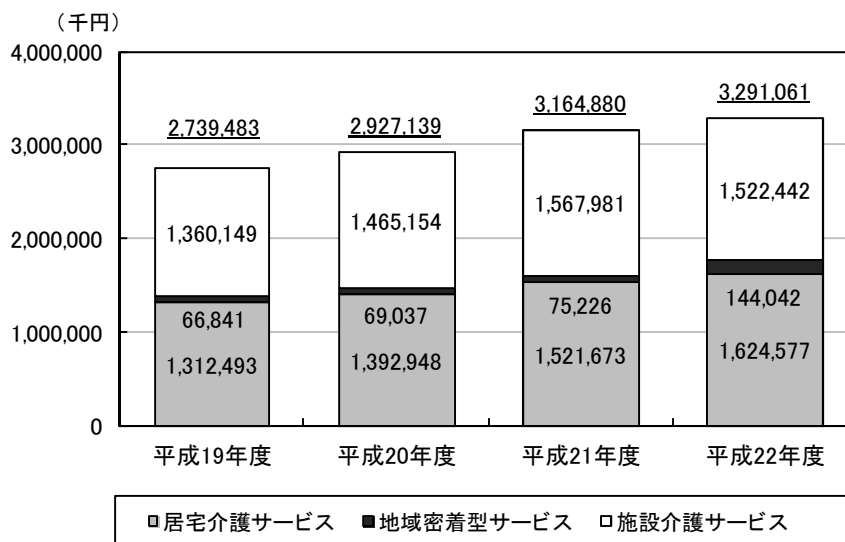
件数及び給付費の推移をみると、平成19年度以降、件数、給付費ともに増加しています。平成22年度の件数は53,135件、給付費は32億9,106万円となっています。

■件数の推移



資料：介護保険事業状況報告

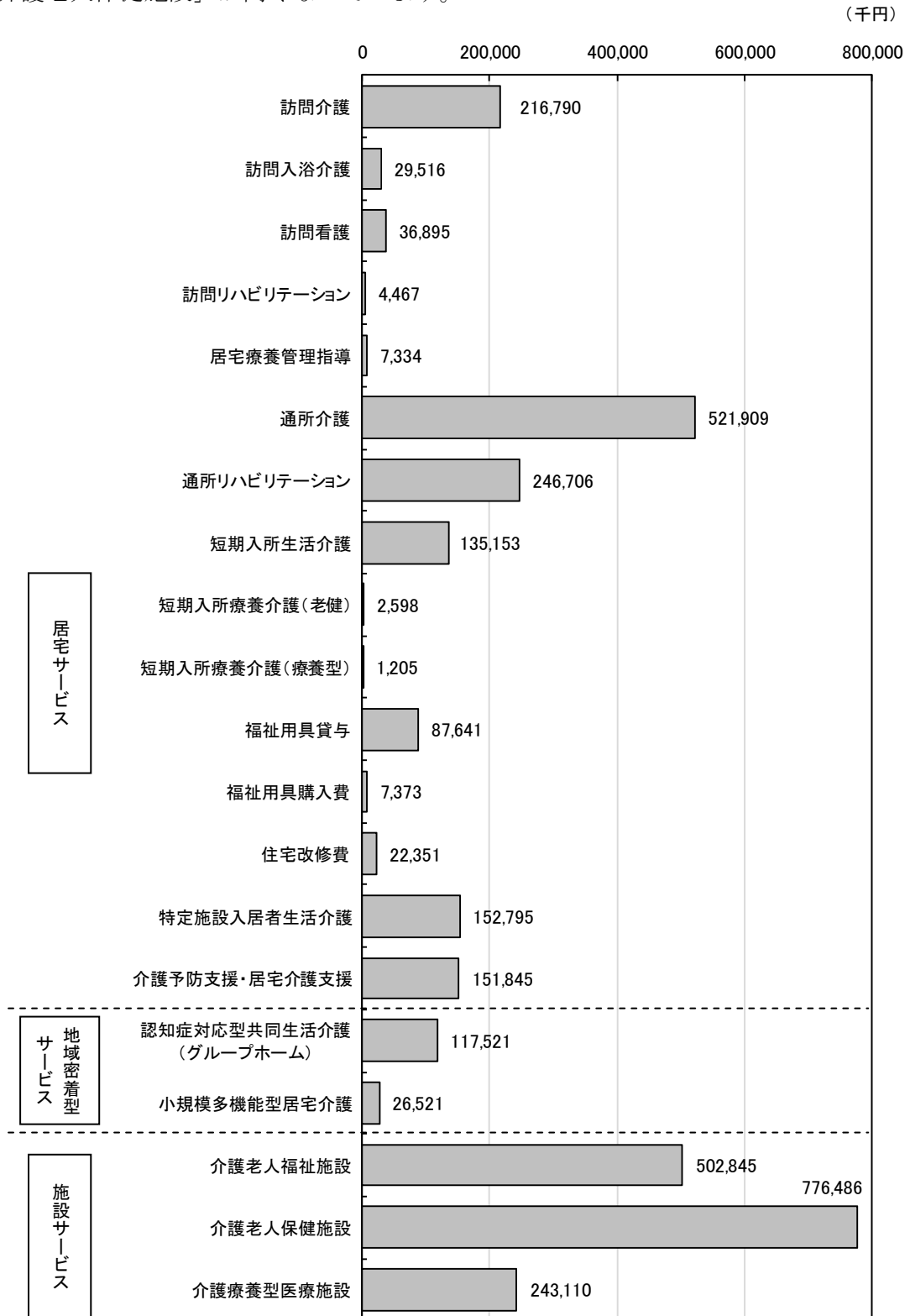
■給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

(2) 各サービスの介護給付費等の状況

各サービスの介護給付費等の状況を見ると、居宅サービスでは「通所介護」、施設サービスでは「介護老人保健施設」が高くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（平成 22 年度）

4 アンケートからみる高齢者の状況

(1) 調査の目的

「津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定資料として、高齢者の生活実態、介護に関する要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

- ・ 調査地域 : 津島市全域
- ・ 調査対象者 : 下記の表に記載
- ・ 抽出方法 : 無作為抽出
- ・ 調査期間 : 平成23年1月21日～2月23日
- ・ 調査方法 : 民生委員、介護支援専門員、施設職員による配付・回収

	配付数	回収数(有効回収数)	回収率
第1号被保険者	700	670(667)	95.7%
第2号被保険者	300	279(274)	93.0%
在宅サービス利用者	1,200	1,081(1,076)	90.1%
在宅サービス未利用者	300	275(272)	91.7%
施設サービス利用者	300	283(283)	94.3%
ケアマネジャー	95	87(87)	91.6%
合計	2,895	2,675(2,661)	92.4%

(3) アンケート結果の見方

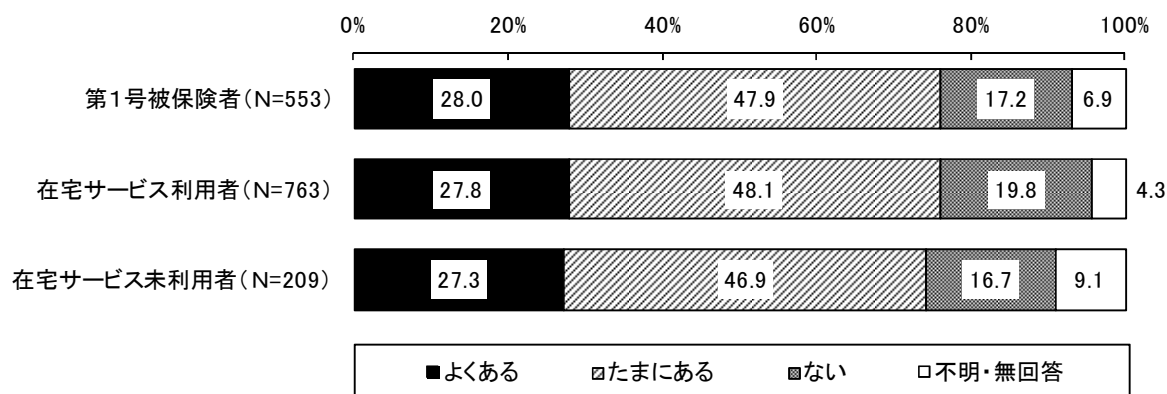
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

(4) 日中、一人になることがありますか。

* 家族構成で「夫婦ふたり暮らし」「夫婦ふたり以外の高齢者（65歳以上）のみの世帯」「家族など同居」と答えた人への質問

日中、一人になることについて、第1号被保険者、在宅サービス利用者、在宅サービス未利用者それぞれで「たまにある」が4割強と最も高く、次いで、「よくある」が3割弱となっています。

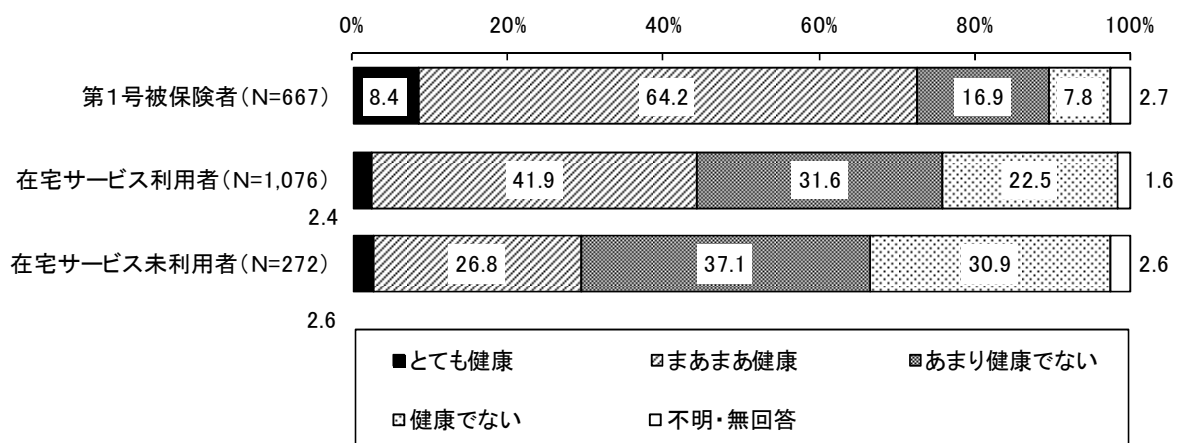
(単数回答)



(5) 普段、ご自分で健康だと思いますか。

自分の健康についてどう思うかは、「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせた『健康』の割合が、第1号被保険者で72.6%、在宅サービス利用者で44.3%、在宅サービス未利用者で29.4%となっています。

(単数回答)



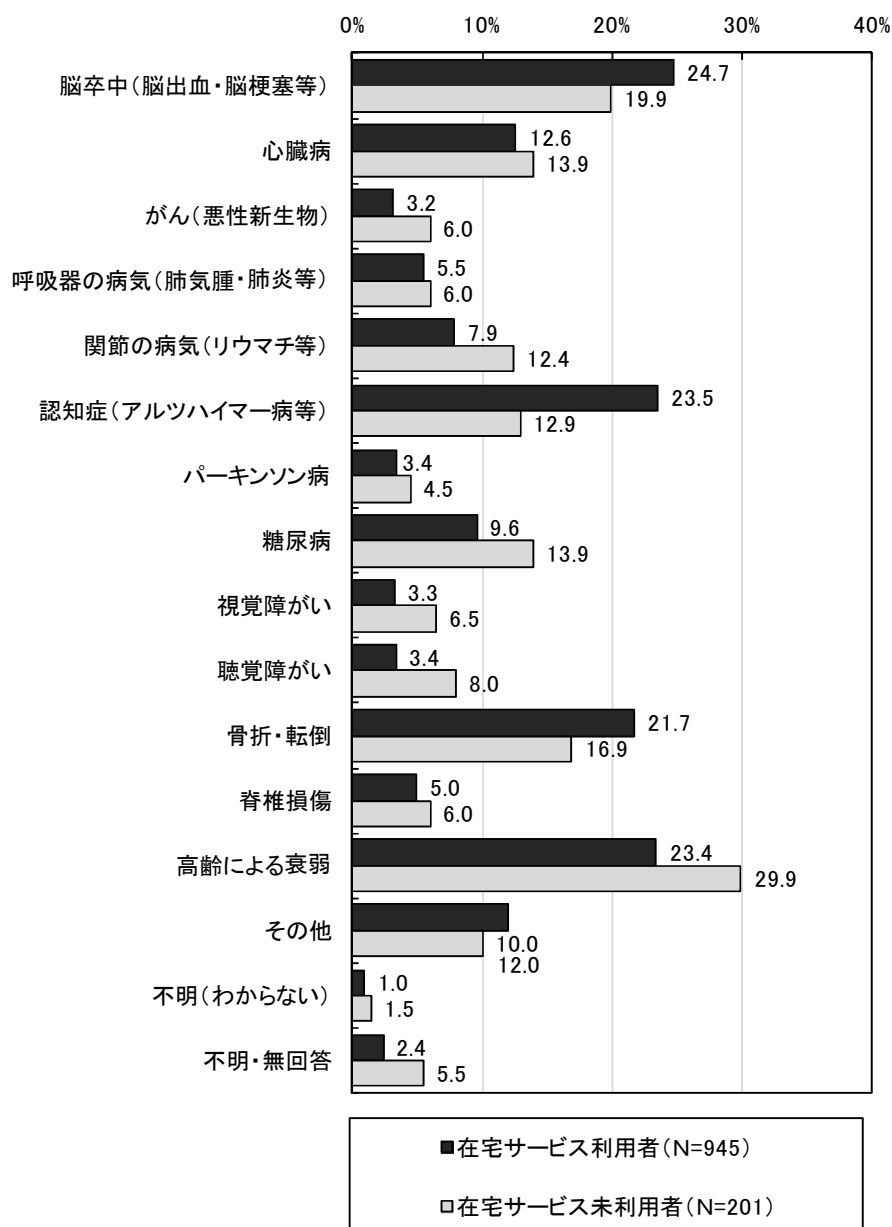
(6) 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか。

* 普段の介護・介助で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」「現在、何らかの介護を受けている」と答えた人への質問

介護・介助が必要になった主な原因は、在宅サービス利用者で「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が24.7%と最も高く、次いで、「認知症（アルツハイマー病等）」が23.5%となっています。

在宅サービス未利用者では、「高齢による衰弱」が29.9%と最も高く、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が19.9%となっています。

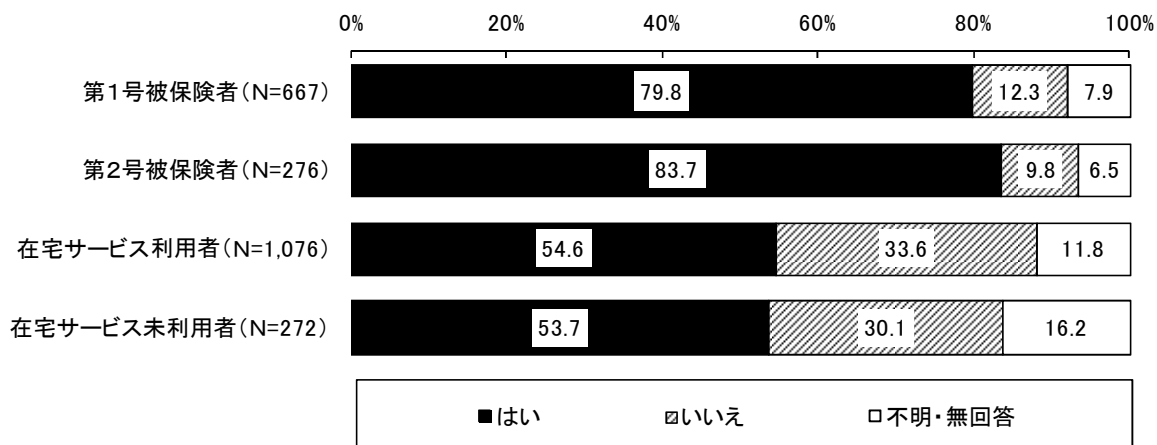
(複数回答)



(7) 生きがいがありますか。

生きがいがあるかについては、第1号被保険者、第2号被保険者では「はい」が約8割となっていますが、在宅サービス利用者、在宅サービス未利用者では「はい」が約5割となっています。

(単数回答)



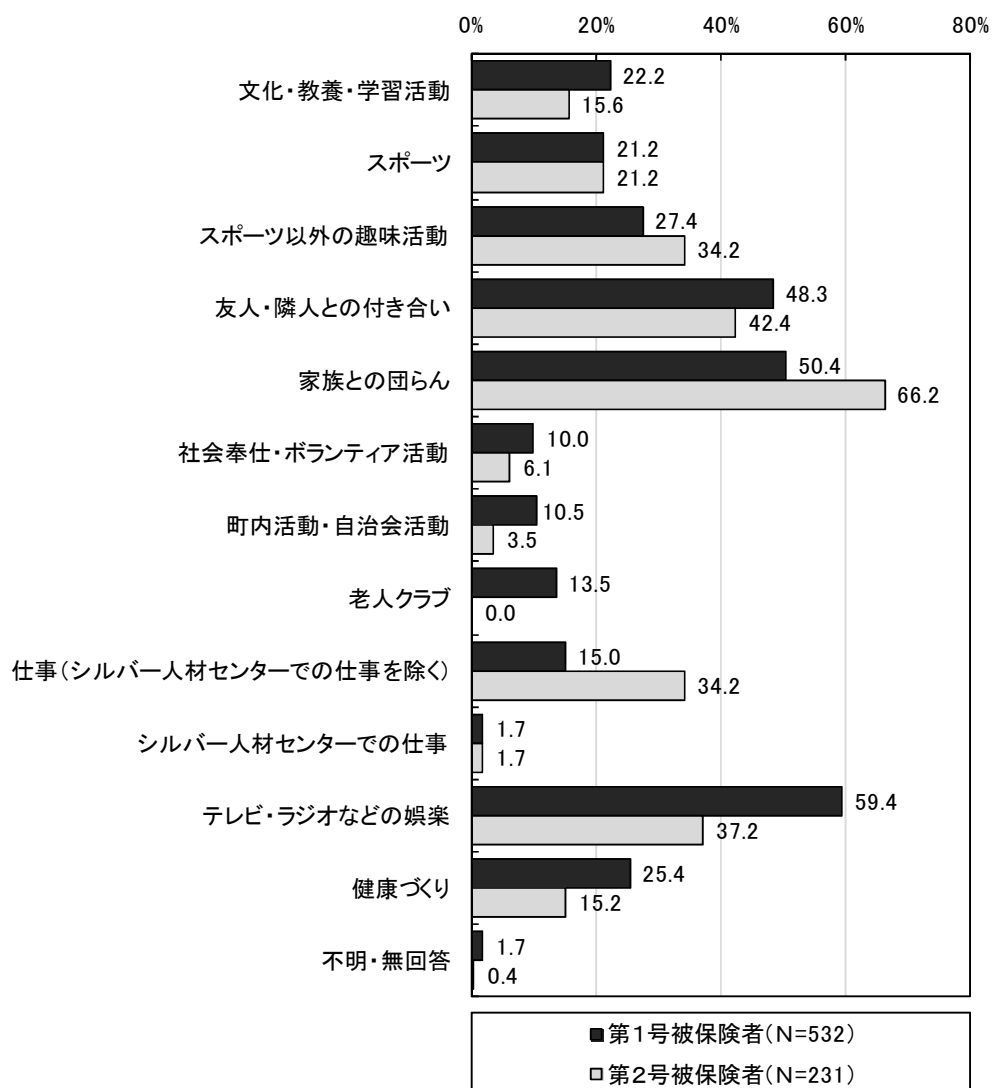
(8) それ(生きがい)はどんなことですか。

*生きがいがあるかで「はい」と答えた人への質問

生きがいの内容については、第1号被保険者で、「テレビ・ラジオなどの娯楽」が59.4%と最も高く、第2号被保険者では、「家族との団らん」が66.2%と最も高くなっています。

第1号被保険者と比べて、第2号被保険者で、「仕事(シルバー人材センターでの仕事を除く)」「家族との団らん」などが、第1号被保険者と比べて高くなっています。

(複数回答)

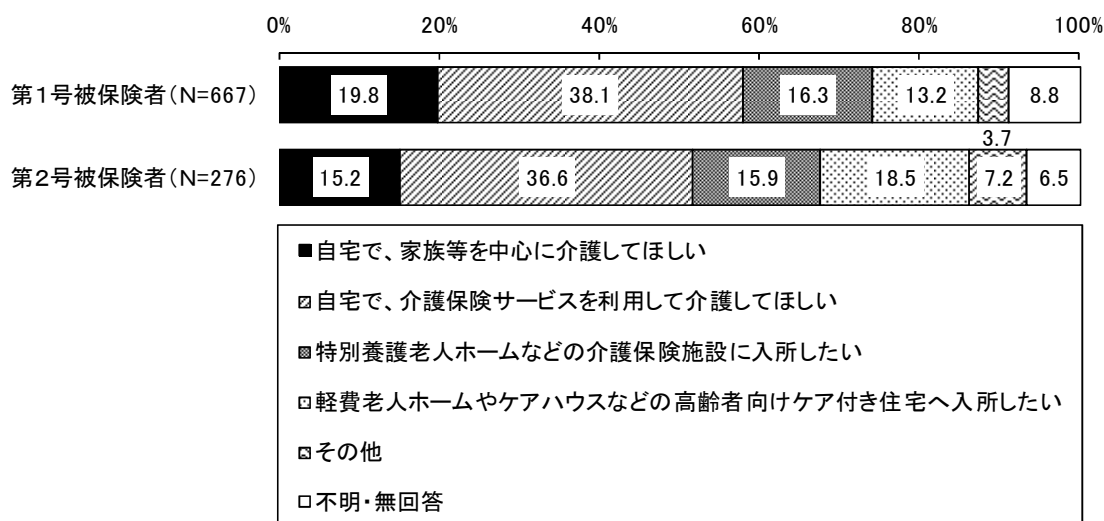


(9) 今後、あなたは介護が必要な状態になったとき、どのように介護を受けたいですか。

どのように介護を受けたいかについては、第1号被保険者、第2号被保険者ともに「自宅で、介護保険サービスを利用して介護してほしい」がそれぞれ38.1%、36.6%と最も高くなっています。

「自宅で、家族等を中心に介護してほしい」も含め、在宅での介護の意向が高くなっています。

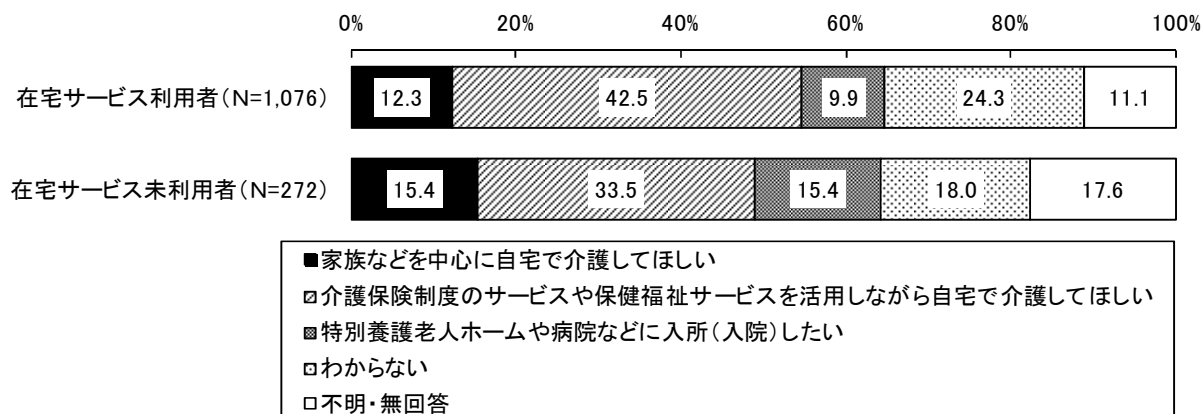
(単数回答)



(10) 今後、どのように介護してほしいと思いますか。

今後、どのように介護してほしいと思うかは、在宅サービス利用者、在宅サービス未利用者ともに「介護保険制度のサービスや保健福祉サービスを活用しながら自宅で介護してほしい」が42.5%、33.5%と最も高く、次いで、「わからない」が24.3%、18.0%となっています。

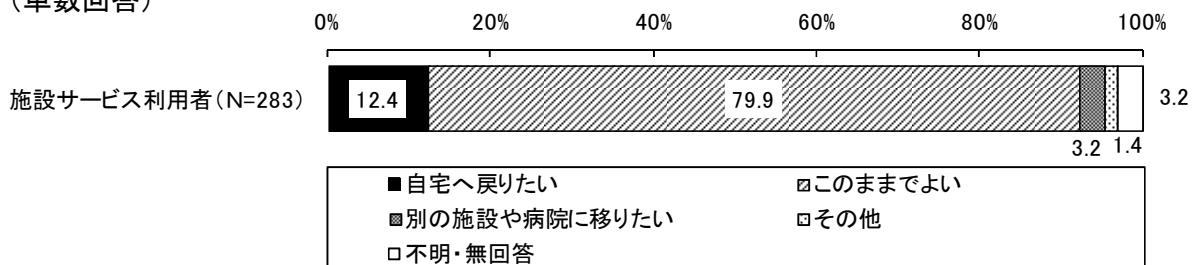
(単数回答)



(11) あなたの希望として、今後、どこで介護を受けたいと思いますか。

今後、介護を受けたいと希望する場所は、「このままでよい」が79.9%と最も高く、次いで、「自宅へ戻りたい」が12.4%となっています。

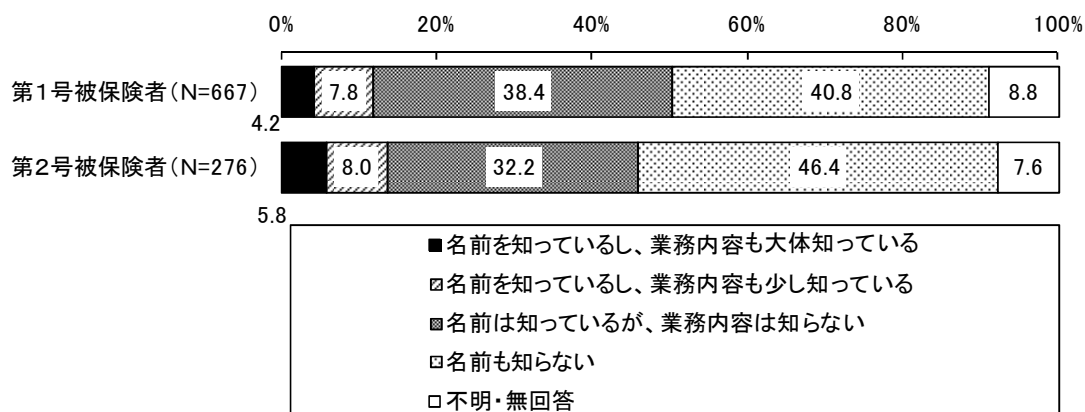
(単数回答)



(12) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）について知っていますか。

高齢者相談センターについて知っているかは、第1号被保険者、第2号被保険者ともに「名前も知らない」が40.8%、46.4%と最も高く、次いで、「名前は知っているが、業務内容は知らない」が38.4%、32.2%となっています。

(単数回答)

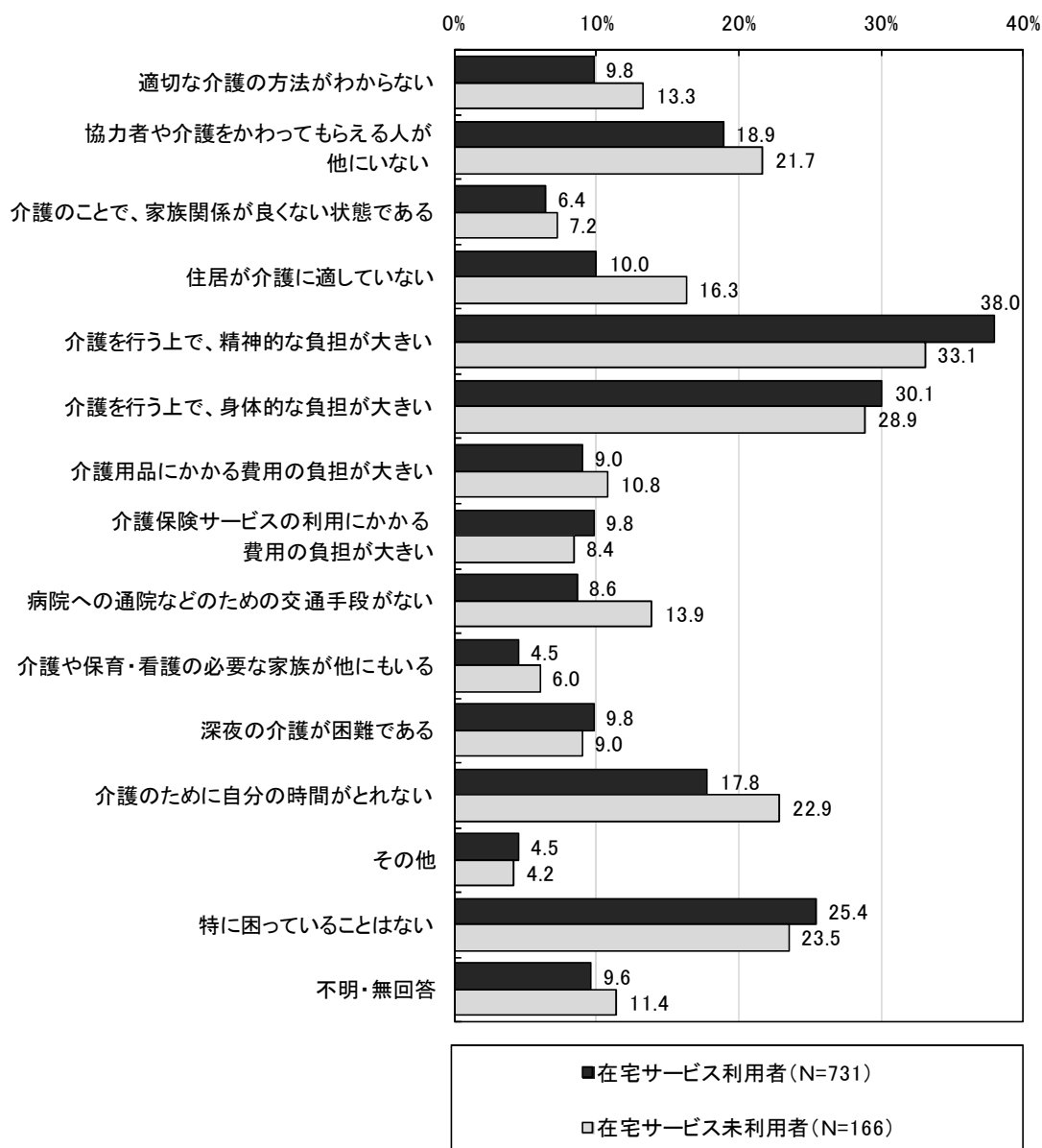


(13) 主に介護している方が、介護を行う上で困っていることは何ですか。

* 主な介護者で「配偶者」「子ども又はその配偶者」「孫又はその配偶者」「兄弟・姉妹」「その他の親族・同居人等」と答えた人への質問

主な介護者が、介護を行う上で困ることは、在宅サービス利用者、在宅サービス未利用者ともに「介護を行う上で、精神的な負担が大きい」が 38.0%、33.1%と最も高く、次いで、「介護を行う上で、身体的な負担が大きい」が 30.1%、28.9%となっています。

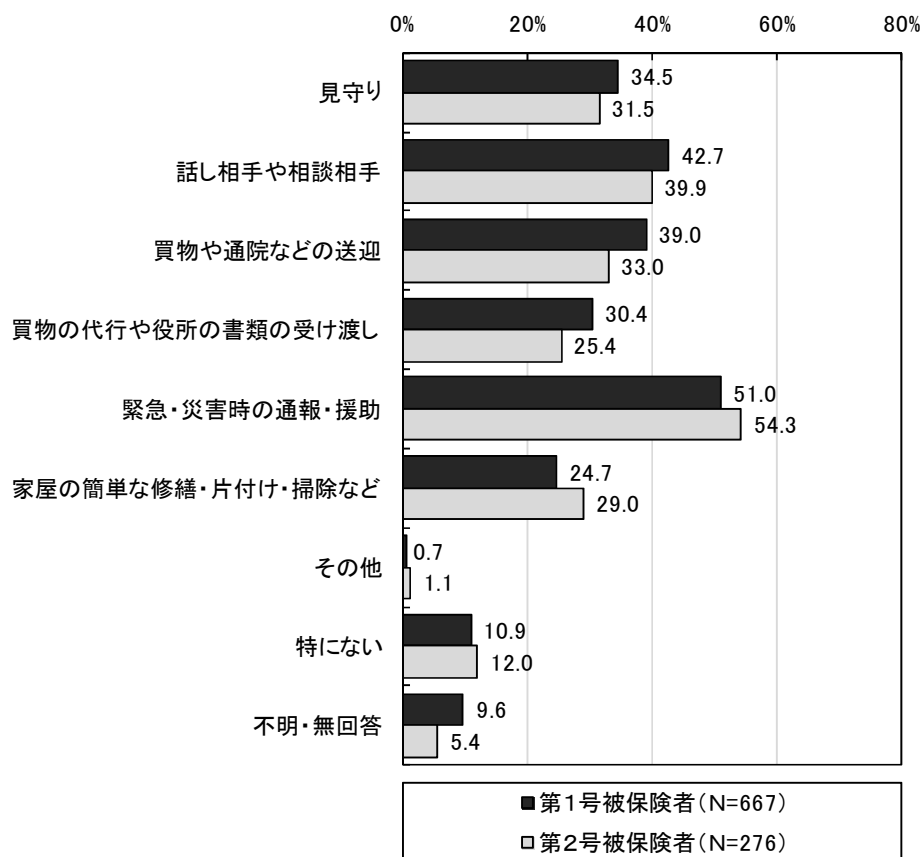
(複数回答)



(14) あなたが、仮にひとり暮らしになったり、あるいは何らかの援助が必要になった場合に、近所の人や地域の人に期待することは何ですか。

仮にひとり暮らしになったり、何らかの援助が必要になった場合、近所の人や地域の人に期待することは、第1号被保険者、第2号被保険者ともに「緊急・災害時の通報・援助」が51.0%、54.3%と最も高く、次いで、「話し相手や相談相手」が42.7%、39.9%となっています。

(複数回答)



第3章 第4期計画の評価及び本市の課題

1 第4期計画の評価

第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間における本市の介護保険サービスは、要支援・要介護認定者の状況や、利用者のニーズに合わせて充実が図られています。在宅サービスについては、量・質ともに整備を進めており、特に地域密着型サービスとしてグループホームの整備を行いました。

それらの状況を受け、本市の高齢者に対する施策については、高齢者福祉や介護サービスの充実ともに、要支援・要介護認定者を増やさないよう介護予防事業に重点を置いて進めています。

第4期計画期間中においても、一次予防、二次予防事業の充実により、それぞれの事業の参加者は増加しています。また、二次予防事業対象者把握事業として、平成23年度、市内の全高齢者に、基本チェックリストの配付・回収を行い、高齢者の情報収集をさらに進めています。

第5期計画においては、さらなる介護予防事業の充実を図り、高齢者の暮らしの質の向上につなげます。

2 本市の課題

(1) 高齢者の生きがいくりについて

高齢者が、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには、生きがいをもって生活ができるよう、就労の機会や社会参加の機会を創出することが必要です。

本市で展開している「津島市介護支援ボランティア制度」などのボランティア活動の活性化・参加促進や、シルバー人材センターなどの高齢者の就労支援の施策は、高齢者が今まで培ってきた経験と知識を活かしながら、地域社会の中でいきいきと暮らしていくことにつながります。今後は、団塊の世代をはじめとする前期高齢者を中心に、地域における社会参加の促進を図るとともに、生きがいを創出していくことが求められています。

また、地域住民との交流などの機会をつくり、高齢者の閉じこもりやうつ予防、高齢者の主体性を引き出す普及・啓発を行っていく必要があります。

(2) 介護予防の推進について

介護保険制度では「介護予防の推進」が重点的な取り組みとして位置づけられています。今後も、さらに介護予防事業への参加者増加を図っていく必要があります。

アンケート結果によると、介護予防の拠点である地域包括支援センターの認知度は第1号被保険者で5割を超えているものの、そのうちの大半は「名前は知っているが、業務内容は知らない」(38.4%)となっており、さらなる周知が必要です。

また、40～50歳代、60歳代の前半についても、高齢期への準備段階にとらえ、高齢期になっても、元気に生活ができるよう、各種健診（検診）や健康づくり事業などの普及・啓発に努め、受診者や参加者を増やしていくことが必要です。

（３）円滑な介護保険サービスについて

高齢者が、介護が必要になっても安心して充実した生活ができるよう、介護保険制度やサービスの内容の周知・啓発が必要です。また、事業所などの関係機関と連携を図り、要支援・要介護認定者が、円滑にサービスを利用できるように各種サービスの整備を進めていくことが重要です。同時に、ケアマネジメントを行うケアマネジャーの資質・専門性の向上を図っていく必要があります。

また、アンケート結果によると、介護サービスの活用を含めた在宅での生活の意向が高くなっており、できる限り、住み慣れた地域・住まいで暮らせるようサービスの充実を図る必要があります。

なお、介護予防サービスの実績が低くなっていますが、必要とされるサービスのニーズを的確に把握し、適切な介護サービスが利用できるよう取り組む必要があります。

（４）地域の支え合いについて

高齢者が住み慣れた地域の中で、生活を営むためには、地域の見守りや支え合いが重要となります。また、在宅での介護を進める上で、家族介護者への負担は増大しており、いわゆる「老老介護」や「認認介護」なども問題化しています。アンケート結果によると、日中、一人になることがある人は7割を超えています。また、介護者が介護を行う上で困っていることの上位に、精神的な負担、身体的な負担があがっています。

市民活動やボランティア活動の活性化を図り、高齢者やその家族が、地域で安心して過ごせるための施策を展開する必要があります。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者を地域で見守るケア体制整備のため、地域コミュニティの構築が求められています。

加えて、平成23年3月の東日本大震災の影響により、市民の災害への不安は増大しています。高齢者に対し、災害時の情報提供や避難支援を円滑に行えるよう、地域と連携した仕組みづくりが必要です。アンケート結果によると、近所の人や地域の人に期待することは、「緊急・災害時の通報・援助」が5割を超え、最も高くなっています。

各地域での支え合いの取り組みと連携し、地域包括ケアの視点に基づいた施策を展開し、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが重要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念は第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画や介護保険法の理念を踏まえて、高齢者介護のあるべき姿として、以下を基本理念とします。

基本理念1 高齢者の尊厳の保障

介護が必要になったとき、その人の身体状況に合わせてできる限り自立し、尊厳をもって生活を送れるよう介護基盤の整備を図ります。

基本理念2 利用者の選択によるサービスの適切な提供

いつでも、どこでも、保健・医療・福祉にわたり良質なサービスを総合的に利用できる体制を整備します。

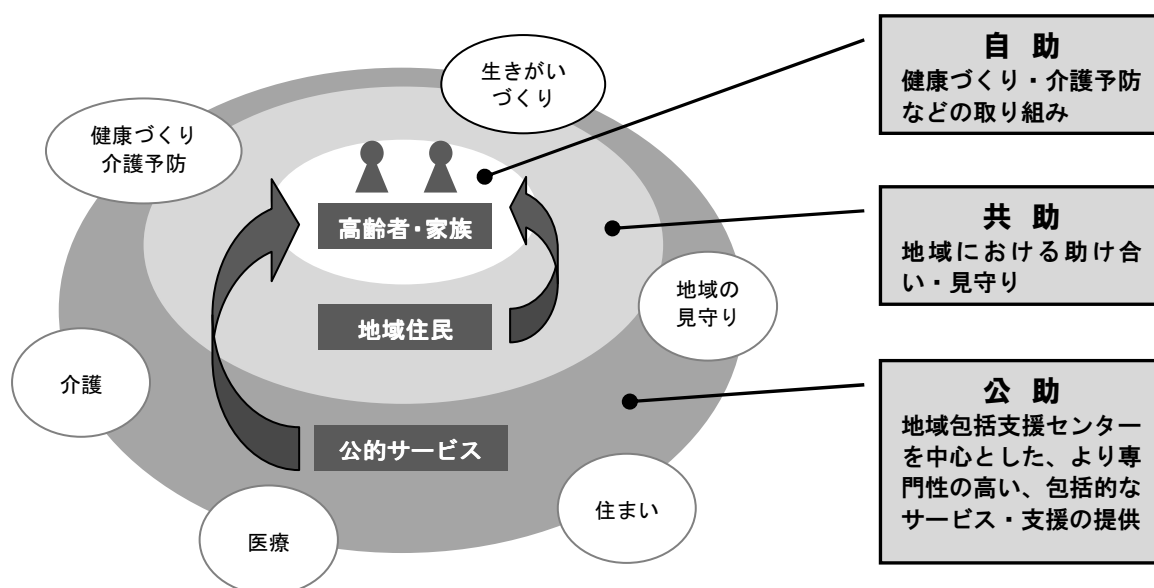
基本理念3 個人の能力を活かし、生きがいある生活の実現

健康的な生活習慣の実践とともに、介護や支援が必要になっても、可能な限り自助努力によって、自らの能力を活かし、生きがいやゆとりをもった生活が営めるよう支援します。

基本理念4 住み慣れた地域で、安心して生活できる地域包括ケアの構築

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように相互の助け合いとふれあいを大事にしながら、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアの体制を整備します。

■地域包括ケア体制のイメージ図



2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次のような基本方針のもとに推進します。

基本方針1 生きがいつくりの充実と社会参加の促進

高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていけるよう、生きがいつくりの充実と高齢者の社会参加を促進します。

基本方針2 介護予防と生活支援の充実

高齢者が豊かでうるおいのある生活を送るためには、何よりも自身の健康保持が重要です。健康な生活習慣を確立し、要介護状態になることをできる限り防ぐため、健康づくりや介護予防の充実を図るとともに、高齢者の生活、人生を尊重し、できる限り自立した生活を送れるように支援します。

基本方針3 介護給付サービス等の充実

できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、地域の介護需要に応じた介護サービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

基本方針4 地域包括ケアの促進

介護や支援が必要になっても、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるように、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケア体制の整備・促進に努めます。

3 日常生活圏域

本市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため日常生活圏域を設定しています。

地域密着型サービスなどの整備は、日常生活圏域ごとに行うこととしていますが、第4期計画期間中に日常生活圏域ごとの人口や交通事業その他社会的条件の大きな変化はなかったため、本計画期間中においても、引き続き、市内の中学校区を2校区ずつまとめ2つの日常生活圏域を設定し、きめ細かなサービス提供体制の整備に取り組みます。



4 施策の体系

I. 生きがいつくりの充実と社会参加の促進

1 社会参加の促進

- (1) 高齢者の就労支援
- (2) 多様な社会参加の推進

2 生きがいつくりの推進

- (1) 生きがいつくりの場の提供

II. 介護予防と生活支援の充実

1 健康づくりの充実

- (1) 健康づくりのための支援

2 介護予防の充実

- (1) 二次予防の充実
- (2) 一次予防の充実

3 高齢者福祉サービスの充実

- (1) 高齢者福祉サービスの提供

III. 介護給付サービス等の充実

1 介護保険の円滑な運営

- (1) 介護保険の安定的運用

2 介護保険サービスの質的向上

- (1) 居宅サービス等の質的向上
- (2) 施設サービス等の質的向上
- (3) 介護保険サービスの情報提供
- (4) サービス提供体制の整備

3 介護保険サービスの実施

- (1) 居宅・介護予防サービスの充実
- (2) 地域密着型サービスの充実
- (3) 施設サービスの充実

IV. 地域包括ケアの促進

1 地域包括ケア体制の充実

- (1) 地域包括ケア体制の整備

2 地域包括支援センターの充実

- (1) 包括的な支援の充実

3 地域福祉活動の充実

- (1) ボランティア活動の充実
- (2) 各種団体との連携

4 高齢者にやさしい環境づくり

- (1) 住みやすい住宅の確保
- (2) 施設や交通環境の整備
- (3) 防災・防犯体制の充実

5 認知症高齢者支援の充実

- (1) 認知症施策の推進

6 見守りと支え合いの促進

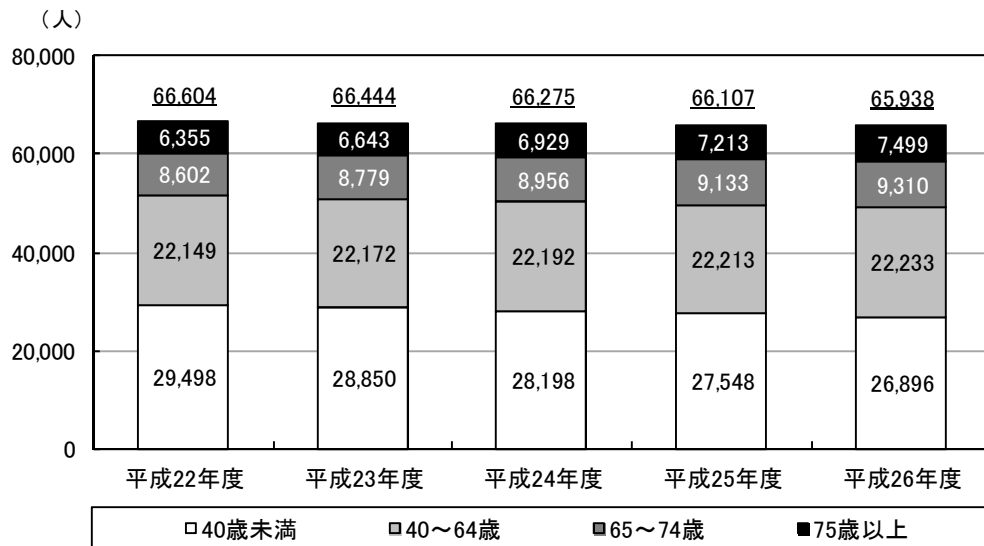
- (1) 家族介護者への支援の充実
- (2) 高齢者虐待の防止
- (3) 高齢者の見守り

5 計画期間における将来推計

(1) 人口推計

本市の人口推計をみると、総人口は減少傾向にあるものの、高齢者人口は増加していくことが予測されます。本計画最終年度の平成26年度には、65～74歳の前期高齢者が9,310人、75歳以上の後期高齢者が7,499人に達し、高齢者全体で、16,809人になると推計されます。

■人口の推移



資料：高齢介護課

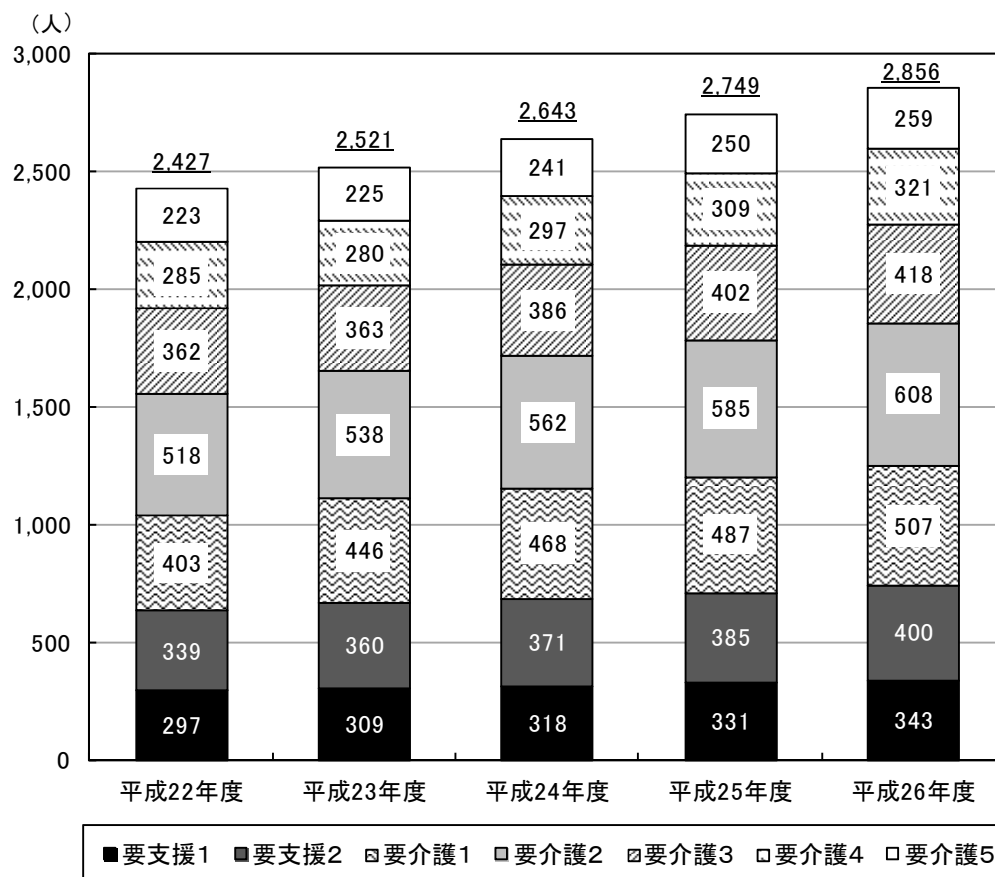
※平成17年10月値と平成22年10月値をもとに、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）で推計値を推計した。

平成22年は、実績値

(2) 要介護等認定者数の推計

要介護等認定者数は、年々増加し、本計画最終年度の平成26年度には、2,856人に達すると推測されます。要介護2が608人と最も高く、次いで要介護1が507人となることが予測されます。

■要介護等認定者数の推計



資料：高齢介護課
 ※人口推計をもとに、現在までの認定率の伸びなどを勘案し、要介護度別の認定者数を推計した。
 平成22年度は実績値

各論

第1章 生きがいづくりの充実と社会参加の促進

1 社会参加の促進

高齢者は今後も増加することが予測されますが、健康で活動的な人も多く、高齢者自らが地域を支える人材として、期待されるところであり、高齢者の積極的な社会参加の促進が求められています。

高齢者に対する就労支援とともに、交流活動などを含めたあらゆる社会参加に向けた支援が必要です。

(1) 高齢者の就労支援

高齢者が有する技術・知識、社会的経験などを有効な社会的資源として活かしていけるよう、多様な就労の場の確保や事業主などへ働きかけなどの支援を推進します。

施策の内容

No.	施策	内容
①	シルバー人材センターの充実	高齢者が知識と経験を活用し、生きがいの充実や地域社会に密着した就業に取り組めるようシルバー人材センターの活動を支援します。
②	就 労 の 促 進	高齢者の能力に応じた多様な就労の場の確保や、事業主などへの就労促進に向けた働きかけなどを行い、就労機会の拡大に努めます。

目 標 値

■シルバー人材センターの活動状況

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
会員数	280 人	297 人	298 人
男	181 人	200 人	194 人
女	99 人	97 人	104 人
就業者数	257 人	273 人	260 人
延べ就業人数	34,448 人	35,133 人	35,100 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数	295 人	300 人	305 人
男	190 人	200 人	205 人
女	105 人	100 人	100 人
就業者数	260 人	265 人	270 人
延べ就業人数	35,000 人	35,400 人	35,500 人

(2) 多様な社会参加の推進

高齢者が、単にサービスの受け手としてではなく、社会を支える担い手として、積極的な役割を果たしていけるよう、「津島市介護支援ボランティア制度」など様々な社会参加への機会の創出を行います。

施策の内容

No.	施策	内容
①	津島市介護支援ボランティア制度の充実	高齢者が、介護施設や病院などで利用者の話し相手になったり、手伝いをするなどのボランティア活動を通じて、社会参加を促進します。制度の周知を図り、高齢者の積極的な制度利用につなげます。
②	老人クラブ活動の支援	未加入の高齢者に対し、クラブへの加入を促すとともに、高齢者にとって魅力あるクラブづくりを進めます。指導者の研修を行うなど、組織の拡充と活動を支援します。
③	世代間交流の推進	保育園・幼稚園、小・中学校における行事などへ参加し、高齢者もつ知識や技術を伝承するなど、子どもたちとの交流を行います。また、高齢者が培った経験を活かすことができるよう各種教室や講座、催しなどを開催します。
④	交流活動施設の整備	「老人福祉センター」「老人憩いの家」「わざ・語り・伝承の館」などの施設の見直しを図り、高齢者の教養の向上や、レクリエーションなどを通じた交流の場として活用していきます。

目標値

■介護支援ボランティアの登録状況

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
登録人数	143 人	156 人	164 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
登録人数	170 人	180 人	190 人

■老人クラブの加入状況

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
クラブ数	69	69	70
会員数	3,719 人	3,748 人	3,800 人
男	1,627 人	1,649 人	1,675 人
女	2,092 人	2,099 人	2,125 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
クラブ数	70	71	72
会員数	3,900 人	3,950 人	4,000 人
男	1,700 人	1,725 人	1,750 人
女	2,200 人	2,225 人	2,250 人

■老人福祉センターの利用状況

実績 (平成 23 年度は見込み)		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
老人福祉センター	個人利用者	22,307 人	24,065 人	25,428 人
	団体利用者	3,619 人	4,859 人	5,772 人
神守祖父母の家	個人利用者	3,632 人	4,163 人	4,596 人
	団体利用者	8,272 人	8,125 人	9,114 人
神島田祖父母の家	個人利用者	19,815 人	18,815 人	18,708 人
	団体利用者	2,278 人	1,334 人	1,452 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
老人福祉センター	個人利用者	26,000 人	26,500 人	27,000 人
	団体利用者	5,800 人	5,900 人	6,000 人
神守祖父母の家	個人利用者	4,800 人	4,900 人	5,000 人
	団体利用者	9,200 人	9,300 人	9,400 人
神島田祖父母の家	個人利用者	18,800 人	18,900 人	19,000 人
	団体利用者	1,500 人	1,600 人	1,700 人

■わざ・語り・伝承の館利用状況

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用件数	2,021 件	2,058 件	2,056 件
延べ利用者数	25,676 人	27,218 人	24,465 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数	2,100 件	2,150 件	2,200 件
延べ利用者数	26,000 人	27,000 人	28,000 人

2 生きがいつくりの推進

生きがいをもつことは、高齢者にとって健康への意識の向上、日々の生活への活力につながります。高齢者にとって、生涯学習や生涯スポーツの活動は、生きがいつくりにつながる重要なものです。

高齢者が生きがいを感じ、自分らしく暮らすことのできる環境づくりが必要です。

(1) 生きがいつくりの場の提供

いつでも、誰もが気軽にスポーツや学習を行えるようにするとともに、学習成果を日常生活の向上や健康づくりにつなげることができる環境の整備を進めます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	生涯スポーツ活動の推進	各種スポーツ教室やウォーキング事業、「スポーツフェスティバル IN TSUSHIMA」などの子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツイベントを開催するなど、健康づくりができる機会を創出します。
②	生涯学習の充実	高齢者が学習の機会を選択し、自主的な学習活動を展開していくことができるよう、市民大学講座をはじめとする各種講座や教室・セミナーなどの充実を図ります。また、各施設の充実と生涯学習に関する情報提供を進めます。

第2章 介護予防と生活支援の充実

1 健康づくりの充実

高齢者の健康は、高齢期以前から健康づくりに関する意識を高め、疾病の早期発見・早期治療を進めることが重要です。健やかに高齢期を過ごしていけるよう、高齢者と今後高齢者となる世代に対しての保健施策の充実を図っていくことが求められています。

(1) 健康づくりのための支援

高齢期を過ごすには、健康でいきいきと生活する「健康寿命」の延伸が重要です。そのため、市民の生涯を通じた健康づくりや生活習慣病予防の推進に向けた支援を行います。

施策の内容

No.	施策	内容
①	健康手帳の配付	健康診査結果や健康状況を記入し、適切な医療や保健サービスを受ける際に活用できるよう40歳以上の市民に対して配付します。健康手帳を活用し、自らの健康管理を行うという意識の高揚を図ります。
②	健康診査事業	生活習慣病予防の一環として、特定健康診査を実施します。生活習慣病のリスクが高いと判定された人に対し、生活習慣の改善や健康回復のためのサポートを行います。また、各種がん検診を実施し、受診率の向上をめざすとともに、精密検査の受診率向上に努め、各種がん等の早期発見・治療・予防を行います。
③	健康教育	食生活や運動、禁煙などテーマを絞り、「集団健康教育」と「個別健康教育」の2種の健康教育を実施します。生活習慣病などの健康に関する知識の普及を図り、「自らの健康は自らが守る」という認識を高め、健康の保持・増進につなげます。
④	健康相談	血圧、尿、体脂肪、体力、喫煙度のチェックを実施し、自己の健康管理や望ましい健康習慣の継続を支援します。保健師、管理栄養士、歯科衛生士が、生活習慣病などについての健康相談を実施します。
⑤	訪問指導	特定健康診査の要指導者や要治療者に対し、生活習慣の改善や治療継続状況の確認を目的に、訪問指導を行い、必要な指導を実施します。

目 標 値

■健康手帳

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
配付数	2,908 冊	2,032 冊	2,000 冊

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配付数	2,500 冊	2,500 冊	2,500 冊

■健康診査事業

実績 (平成 23 年度は見込み)		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定健康診査 (40 歳以上 75 歳未満)	対象者数	13,222 人	13,096 人	13,269 人
	受診者数	3,103 人	3,644 人	5,000 人
	受診率	23.5%	27.8%	37.7%
後期高齢者健康診査 (75 歳以上)	対象者数	6,510 人	6,595 人	6,986 人
	受診者数	1,942 人	2,242 人	2,629 人
	受診率	29.8%	34.0%	37.6%

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定健康診査 (40 歳以上 75 歳未満)	対象者数	13,316 人	13,350 人	13,384 人
	受診者数	5,300 人	5,565 人	5,843 人
	受診率	39.8%	41.7%	43.7%
後期高齢者健康診査 (75 歳以上)	対象者数	7,285 人	7,399 人	7,513 人
	受診者数	3,179 人	3,669 人	4,234 人
	受診率	43.6%	49.6%	56.4%

※特定健康診査対象者は、津島市国民健康保険加入者

■健康教育

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
集団健康教育	44 回	51 回	53 回

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
集団健康教育	54 回	50 回	50 回

■健康相談

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
重点健康相談	48 回	44 回	36 回
総合健康相談	34 回	30 回	40 回

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
重点健康相談	40 回	40 回	40 回
総合健康相談	40 回	40 回	40 回

■訪問指導

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
訪問指導延べ人数	38 人	84 人	60 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問指導延べ人数	60 人	60 人	60 人

2 介護予防の充実

高齢者の増加に伴い、要介護等認定者は確実に増加することが予想されます。要支援・要介護状態となることを防ぐため、日ごろから介護予防に関する意識の向上を図るとともに、要介護等状態になる前の段階から効果的な介護予防事業の推進が必要です。

今後、介護予防につながる活動をより促進し、地域に根ざした健康づくりを進めていくことが重要です。

(1) 二次予防の充実

将来的に要介護等状態になるおそれのある高齢者を把握し、介護予防へとつなげます。それぞれに合った介護予防事業の実施により、生活機能の向上につなげます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	二次予防事業 対象者把握事業	基本チェックリストの活用や、訪問活動を担う保健師、主治医などとの連携により、要介護等状態になる可能性が高い二次予防事業対象者の把握を行います。
②	通所型介護 予 防 事 業	二次予防事業対象者把握事業により把握された対象者に対し、通所による介護予防を目的とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などに向けた指導を行います。
③	訪問型介護 予 防 事 業	二次予防事業対象者把握事業により把握された「閉じこもり」「認知症」「うつ」などのおそれのある人に対し、保健師などが訪問し、生活機能に関する問題を把握し、必要な相談・指導を行います。
④	二次予防施策 評 価 事 業	二次予防事業を実施することによって、二次予防事業対象者の要支援・要介護への移行が、効果的に予防されたかを評価・検証します。

目 標 値

■二次予防事業対象者把握事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
健康づくり高齢者数	104 人	87 人	100 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
健康づくり高齢者数	110 人	110 人	120 人

■通所型介護予防事業（運動器の機能向上）

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
実施か所数	4 か所	6 か所	7 か所
実施回数	192 回	254 回	400 回
参加実人数	88 人	70 人	100 人
参加延べ人数	1,064 人	1,006 人	1,300 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	8 か所	8 か所	8 か所
実施回数	450 回	450 回	450 回
参加実人数	110 人	110 人	110 人
参加延べ人数	1,400 人	1,400 人	1,400 人

■通所型介護予防事業（栄養改善）

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
実施回数	5 回	6 回	12 回
参加実人数	1 人	1 人	2 人
参加延べ人数	6 人	6 人	12 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
実施回数	12 回	12 回	12 回
参加実人数	2 人	3 人	3 人
参加延べ人数	12 人	18 人	18 人

■通所型介護予防事業（口腔機能の向上）

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
実施回数	24 回	24 回	24 回
参加実人数	20 人	21 人	20 人
参加延べ人数	110 人	111 人	120 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
実施回数	24 回	24 回	24 回
参加実人数	20 人	20 人	20 人
参加延べ人数	120 人	120 人	120 人

■通所型介護予防事業（認知症予防・支援）

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
実施回数	44 回	46 回	48 回
参加実人数	54 人	30 人	60 人
参加延べ人数	256 人	230 人	280 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所
実施回数	72 回	72 回	72 回
参加実人数	80 人	80 人	80 人
参加延べ人数	400 人	400 人	400 人

■訪問型介護予防事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
参加人数	0 人	0 人	0 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数	5 人	10 人	15 人

(2) 一次予防の充実

すべての高齢者に対し、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に関する活動の育成や支援を行います。

施策の内容

No.	施策	内容
①	介護予防普及啓発事業	パンフレットの配布や、講演会の開催、介護予防事業の実施の記録などを書き込める介護予防手帳の配付により、介護予防について普及・啓発を行います。
②	地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティアの育成のための研修や、地域活動組織の育成・支援を行います。老人クラブ、自治会、民生児童委員などの地域資源に対し、出前講座などを継続的に行い、介護予防に関する意識を高めます。
③	一次予防施策評価事業	一般高齢者に対して行った介護予防事業が、効果的・効率的に実施されたかを評価・検証します。

目標値

■一次予防者施策（ふれあいサロン）

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
実施か所数	4 か所	4 か所	7 か所

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施か所数	9 か所	10 か所	11 か所

■介護予防普及啓発事業

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
①転倒予防運動	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
	実施回数	96 回	96 回	90 回
	参加延べ人数	2,120 人	2,257 人	2,700 人
②リズム体操	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	実施回数	20 回	20 回	20 回
	参加延べ人数	507 人	722 人	800 人
③プール運動	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	実施回数	78 回	80 回	80 回
	参加延べ人数	304 人	310 人	400 人
④生活管理指導短期 宿泊事業	参加延べ人数	6 人	4 人	7 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①転倒予防運動	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所
	実施回数	90 回	90 回	90 回
	参加延べ人数	2,700 人	2,800 人	2,800 人
②リズム体操	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	実施回数	20 回	20 回	20 回
	参加延べ人数	800 人	800 人	800 人
③プール運動	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	実施回数	120 回	120 回	120 回
	参加延べ人数	600 人	600 人	600 人
④のびのび体操教室	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	実施回数	16 回	16 回	16 回
	参加延べ人数	160 人	160 人	160 人
⑤やわら体操教室	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所
	実施回数	24 回	24 回	24 回
	参加延べ人数	240 人	240 人	240 人
⑥生活管理指導短期 宿泊事業	参加延べ人数	16 人×7 日	16 人×7 日	16 人×7 日

■地域介護予防活動支援事業

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症予防スタッフ 養成講座	実施か所数	未実施	1 か所	1 か所
	実施回数		8 回	8 回
	参加申込数		16 人	9 人
	参加延べ人数		99 人	54 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症予防スタッフ 養成講座	実施か所数	実施予定無し	1 か所	1 か所
	実施回数		8 回	8 回
	参加申込数		15 人	15 人
	参加延べ人数		96 人	96 人

3 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、質の高い生活を送ることができるようにするためには、それぞれが求める日常生活の困りごとに対しての支援が必要です。高齢者が求めるサービスについてのニーズを把握し、必要なサービスを提供できる支援体制づくりが必要です。

(1) 高齢者福祉サービスの提供

日常生活を営む上で何らかの支援を必要とする高齢者に対し、現在の生活をより快適に送ることができるよう各種福祉サービスを実施します。事業内容の充実とともに、周知と利用促進を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	生活管理指導 短期宿泊事業 (ショートステイ)	生活管理が困難な高齢者に対し、養護老人ホームの空きベッドを活用した、一時的な宿泊を実施します。生活習慣改善に向けた指導を実施するとともに、体調の調整も行います。
②	食の自立支援事業 (配食サービス)	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯など、食事をつくるのが困難な高齢者に対し、必要な食事量・栄養を確保できるよう、お弁当を届けます。また、配食時に対象者に声をかけ、安否確認を行います。
③	緊急通報体制等 整備事業(緊急 通報システム)	ひとり暮らしなどの高齢者宅に、急病・事故などの緊急事態が発生した場合、携帯用の発信機を押すことで、緊急通報センターに通報される機器を設置し、緊急時の情報伝達、安否確認に活用します。
④	寝具洗濯 乾燥サービス	ひとり暮らし及び高齢者世帯で要介護1～5の認定を受けている高齢者を対象に、寝具を清潔な状態にし、衛生管理と健康の保持を図ります。
⑤	高齢者救急 支援事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、あらかじめ情報カードに「緊急連絡先」「かかりつけ医」などを記入してもらい、記入した情報カードを容器〔救急あんしん君〕に入れ、冷蔵庫で保管をすることで救急時の迅速な対応を図ります。
⑥	福祉用具・住宅 改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

目 標 値

■生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）【介護予防事業】

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者	6 人	4 人	7 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者	16 人	16 人	16 人

■食の自立支援事業（配食サービス）【任意事業】

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
配食数	19,965 件	20,249 件	20,300 件

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配食数	20,300 件	20,300 件	20,300 件

■緊急通報体制等整備事業（緊急通報システム）【地域支え合い事業】

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者	262 人	259 人	293 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者	316 人	340 人	364 人

■寝具洗濯乾燥サービス【地域支え合い事業】

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者	103 人	105 人	105 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者	105 人	105 人	105 人

■高齢者救急支援事業【地域支え合い事業】

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
設置者数	1,434 人	1,606 人	1,624 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置者数	1,700 人	1,780 人	1,860 人

第3章 介護給付サービス等の充実

1 介護保険の円滑な運営

介護保険サービスの質の向上はもちろん、介護給付を適正に行い、利用者それぞれに合った介護サービスを確保することは、介護サービスの信頼感につながります。

適正な保険料の徴収や要介護等認定、介護給付の適正化につながる取り組みを推進し、介護サービスの円滑な運営を行うことが重要です。

(1) 介護保険の安定的運用

要介護等認定を適切に行うとともに、保険料の適正な徴収を行います。また、利用者が必要とする介護サービスを、サービス提供事業者が適切に提供できるよう指導及び支援を行うことで、適正な介護給付を行います。

施策の内容

No.	施策	内容
①	保険料の適正な徴収	月1回の徴収活動を実施するとともに、折衝記録の保存や他部署の収納担当と連携を図るなど効率的な徴収活動を実施します。
②	要介護等認定事務の適切な実施	認定結果通知の遅れが生じないよう、窓口での申請の際に、主治医に対し、申請者が要介護等認定の申請をした旨の報告をするよう促し、円滑な認定事務ができるように検討します。
③	介護給付適正化事業	必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないか検証し、制度趣旨や良質な事業展開のための情報提供、連絡協議会の開催などにより、適切なサービスを提供できる環境の整備を行い、介護給付等の適正化を図ります。

目 標 値

■介護保険料の収納率

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
特別徴収	100.00%	100.00%	100.00%
普通徴収	88.45%	88.87%	88.90%
全 体	98.59%	98.74%	98.75%

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特別徴収	100.00%	100.00%	100.00%
普通徴収	89.00%	89.00%	89.00%
全 体	98.80%	98.80%	98.80%

■要介護等認定事務の適切な実施

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
30 日以内決定率	67.7%	66.7%	68.0%

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
30 日以内決定率	70.0%	72.0%	75.0%

2 介護保険サービスの質的向上

近年、介護保険サービスの利用は急速に拡大していますが、こうした「量的な拡大」に伴った「サービスの質」の維持・向上が大きな課題となっています。要介護者が安心して生活を送るためには、質の高い介護サービスを継続的に受けることができる体制が不可欠です。

今後は介護保険制度の成果を活かしつつ、良質なサービスが提供されるよう適切な選択と競争が行われる方向をめざす必要があります。

(1) 居宅サービス等の質的向上

質の高いサービスを確保するため、縦覧点検やケアプランチェックを行うとともに、サービス事業者に対する適切な指導を行うなど、居宅サービス等の質の向上を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	介護予防サービスのケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントの過程で設定される個別の目標に基づき、一体的なプログラムとして提供します。同時に、利用者の意向に基づいて専門家の支援も得ながら、生活機能の維持・向上に向けた取り組みを、地域包括支援センターを中心に行います。
②	介護支援専門員の中立・公正な活動の確保	給付実績をもとに愛知県国民健康保険団体連合会からの適正化情報を縦覧点検するとともに、ケアプランチェックを実施し、ケアマネジャーの質の向上と適正なケアプランの作成を促進します。
③	介護支援専門員の資質向上	地域ケア会議、津島市居宅介護支援事業所連絡協議会の中で事例検討などの研修を行い、介護支援専門員の質的向上をめざした研修を実施します。介護支援専門員に対して、県などが主催する研修会などの情報提供と参加要請を行います。
④	訪問介護員・訪問看護師の資質向上	サービス提供責任者の養成、訪問介護員や訪問看護師に対する研修などを行うとともに、サービス事業者に対して、県などが主催する研修会の情報提供と参加要請を行います。また、訪問介護事業者連絡協議会において、様々なケースの勉強会や困難事例などの検討を実施し、質の向上を図ります。
⑤	介護相談員派遣事業	事業所に介護相談員を派遣し、サービス利用者とサービス事業者との橋渡しを行うことで、利用者の疑問や不満・不安の解消を図ります。

No.	施策	内容
⑥	福祉用具・住宅改修の普及と活用促進	福祉用具の貸与や購入、住宅改修に関するサービス利用に対し、病院の理学療法士などの専門相談員の指導のもと、介護支援専門員と市職員が事前協議をしながら、利用者の立場に立ったアドバイスや支援を行います。
⑦	終末期ケアへの取り組み	65歳未満の人でも、末期がんを含めた特定疾病により、介護サービスを受けられることを周知し、終末期ケアに対応できるスタッフの教育や、ボランティアの活用などについて検討します。

目 標 値

■介護支援専門員の資質向上

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
津島市居宅介護支援事業所連絡協議会	6 回	6 回	6 回

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
津島市居宅介護支援事業所連絡協議会	6 回	6 回	6 回

■訪問介護員・訪問看護師の資質向上

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
津島市訪問介護事業者連絡協議会	4 回	2 回	3 回

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
津島市訪問介護事業者連絡協議会	3 回	3 回	3 回

■介護相談員派遣事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
派遣件数	75 件	67 件	69 件

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
派遣件数	70 件	70 件	70 件

(2) 施設サービス等の質的向上

施設サービス提供事業者への指導や協議を行い、利用者が快適に暮らせるよう環境の整備を含めた施設サービス等の質の向上を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	「居住福祉型」 介護老人福祉 施設の整備	改修計画のある施設には全個室やユニットケアの採用などを、施設事業者に対して要請し、家庭に近い居住環境下で一人ひとりの生活リズムを大切にしたケアを提供します。
②	施設における 生活環境の整備	施設事業者に対し、理美容や教養娯楽など、高齢者が尊厳を保って、心豊かな暮らしができるような生活環境の整備を要請します。
③	地域に開かれた 介護施設の整備	施設サービス提供事業者と協議を進め、世代間の交流や地域事業への参加などを行うような地域に開かれた施設となるよう、要請をしていきます。

(3) 介護保険サービスの情報提供

サービス利用者が自由にサービスを選択できるよう、サービス事業者やサービス内容に関する適切な情報を効率的に入手できる環境の充実を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	地域包括支援センターによる情報提供の充実	地域包括支援センターでは、いつでも介護保険サービスの情報が得られる体制を整えるとともに、これらが十分に活用されるよう、広報紙への掲載や制度に関する案内チラシの配布などを行い、市民への周知を図ります。
②	介護サービス利用の手引き	介護サービス利用の手引きを各居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに配付するとともに、要介護等認定の申請時や認定調査時、認定結果の通知時には利用案内チラシを活用して介護保険サービスの情報提供を行います。
③	「津島市サービス事業者ガイドブック」の配付	サービス事業者の各種サービス情報を掲載した「津島市サービス事業者ガイドブック」を市内の居宅介護支援事業所や公共施設などの窓口に配付し、情報提供を進めます。
④	身近な関係機関による情報提供	民生児童委員などの地域の実情を把握している身近な関係機関による情報提供を図っていきます。
⑤	説明会や出前講座の開催	サービスについての説明会を開催するとともに、出前講座を活用し、市民のニーズに応じた情報の提供や意見交換などを実施します。
⑥	パンフレット等による情報提供	サービス利用の手続きや、保険料の仕組みなど制度全般について掲載したパンフレットを作成し、情報提供を行います。
⑦	「介護サービス情報の公表」制度の活用促進	「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、事業者に対してサービス情報の公表を義務づけるものです。県は、県内の介護サービス事業者の調査や介護サービス情報の公表に係る実施計画の策定、事業者からの公表すべき情報の受理、必要な情報に係る調査の実施、情報の公表などの事務を行います。
⑧	「WAM NET」の活用促進	「WAM NET」の情報を活用しやすいものとするため、サービス事業者に対し、事業内容を最新情報に更新するように要請し、有効活用できるように努めます。

(4) サービス提供体制の整備

サービス提供事業者同士の情報交換や研修の場を設定するとともに、サービス提供内容や運営について確認を行うなど、サービス提供体制の整備・充実を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	サービス事業者の振興・健全育成	地域包括支援センターにおいて、定期的（2か月に1回）に開催する地域ケア会議がサービス事業者との協議の場となっており、ケア会議では、介護保険サービスの質的向上を目的とした情報交換、事例検討によるケアプランの作成からサービス提供方法などについて意見交換や研修を行います。また、津島市居宅介護支援事業所連絡協議会においても、同様の勉強会の開催を支援します。
②	介護サービス事業者の運営基準の遵守	市内や近隣にあるサービス事業者を定期的に訪問し、サービスの提供内容や運営基準の遵守などを確認します。市外サービス事業者に対しては、自己点検シートの提出を求め、この回答結果からサービスの提供内容や運営基準の遵守などを確認します。また、サービス事業者自らが、定期的に自主点検することを要請します。

目標値

■サービス事業者の振興・健全育成

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
地域ケア会議	8 回	6 回	15 回

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域ケア会議	15 回	15 回	15 回

■介護サービス事業者の運営基準の遵守

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
県の実地指導立会い	30 事業所	19 事業所	20 事業所
市の実地指導	0 事業所	1 事業所	1 事業所

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県の実地指導立会い	20 事業所	20 事業所	20 事業所
市の実地指導	2 事業所	2 事業所	2 事業所

3 介護保険サービスの実施

高齢化の進行により、今後ますます介護保険サービスの需要が増加し、重要度が増していくことが予測されます。

本市では、サービスの利用推計に基づき、多様な事業者から総合的かつ十分にサービスが提供されるよう提供体制の確保に努めています。今後は、円滑なサービスの実施により、高齢者が必要な時に必要なサービスが受けられるように整備を進めていく必要があります。

(1) 居宅・介護予防サービスの充実

多くの高齢者が自宅での介護を望んでいる中で、居宅の認定者が、必要な時に必要なサービスを利用できるよう、居宅サービスの提供体制の充実を図っていきます。また、要支援認定者が要介護に陥らないよう介護予防サービスの充実に努めます。

① 訪問介護・介護予防訪問介護

(介護予防) 訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や身のまわりの世話をするサービスです。

(介護予防) 訪問介護は生活の基本を支えるサービスであることから、利用者の希望や残存能力を十分に踏まえたサービスが提供されることが重要であり、そのサービス必要量は確保されると見込まれます。

目標事業量

■訪問介護

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ回数	42,531 回	48,460 回	50,424 回
	延べ人数	3,583 人	3,978 人	4,092 人
介護予防サービス	延べ人数	1,285 人	1,390 人	1,572 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ回数	52,111 回	53,754 回	55,058 回
	延べ人数	4,126 人	4,233 人	4,307 人
介護予防サービス	延べ人数	1,628 人	1,684 人	1,740 人

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

(介護予防) 訪問入浴介護は、移動入浴車で入浴が困難な要介護等認定者の自宅を訪問し、入浴の介護を行います。

重度要介護認定者の利用がほとんどですが、認定者の増加とともに、サービス提供は増加しており、認定者の増加に応じたサービス量を見込みます。

目標事業量

■訪問入浴介護

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ回数	2,411 回	2,626 回	2,940 回
	延べ人数	432 人	466 人	516 人
介護予防サービス	延べ回数	55 回	0 回	0 回
	延べ人数	17 人	0 人	0 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ回数	2,968 回	3,056 回	3,144 回
	延べ人数	534 人	551 人	569 人
介護予防サービス	延べ回数	1 回	1 回	1 回
	延べ人数	1 人	1 人	1 人

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

(介護予防) 訪問看護は、主治医の判断に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問看護の利用は、重度要介護認定者の利用がほとんどですが、医療機関と連携を密にし、気軽に利用できるようサービスの充実を図ります。

目標事業

■訪問看護

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ回数	4,185 回	4,602 回	5,220 回
	延べ人数	775 人	883 人	876 人
介護予防サービス	延べ回数	57 回	118 回	144 回
	延べ人数	14 人	32 人	24 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ回数	5,990 回	6,208 回	6,426 回
	延べ人数	937 人	973 人	1,010 人
介護予防サービス	延べ回数	162 回	167 回	173 回
	延べ人数	25 人	26 人	27 人

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

(介護予防) 訪問リハビリテーションは、主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

退院・退所後、早期に実用的な在宅生活における諸活動の自立性を向上させるため、サービス利用者に十分対応できる体制の整備を進めます。

目標事業量

■訪問リハビリテーション

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ回数	591 回	755 回	1,320 回
	延べ人数	118 人	155 人	240 人
介護予防サービス	延べ回数	402 回	53 回	72 回
	延べ人数	65 人	15 人	24 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ回数	1,496 回	1,576 回	1,655 回
	延べ人数	253 人	266 人	280 人
介護予防サービス	延べ回数	224 回	231 回	239 回
	延べ人数	37 人	39 人	40 人

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(介護予防)居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

病院への通院が困難な要介護等認定者に対して、医師が定期的に訪問診療をしています。利用者のニーズに対応できる必要量を見込みます。

目標事業量

■居宅療養管理指導

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ件数	783 件	1,012 件	1,044 件
介護予防サービス	延べ件数	48 件	51 件	72 件

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ件数	1,044 件	1,056 件	1,075 件
介護予防サービス	延べ件数	84 件	84 件	96 件

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

(介護予防)通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンターで、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

要介護等認定者の増加に伴い、利用者も増えています。また、家族の身体的・精神的負担の軽減も図られており、ますます利用者の増加が見込まれるため、必要量もあわせて見込みます。

目標事業量

■通所介護

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ回数	54,473 回	60,554 回	64,980 回
	延べ人数	6,167 人	6,811 人	7,140 人
介護予防サービス	延べ人数	1,714 人	1,857 人	1,908 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ回数	72,003 回	73,954 回	76,396 回
	延べ人数	7,151 人	7,342 人	7,579 人
介護予防サービス	延べ人数	2,026 人	2,095 人	2,165 人

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア) は、老人保健施設・病院などで、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

利用者の身体の状態や多様なニーズに対応し、実施します。利用者の増加に伴う必要量を見込みます。

目標事業量

■通所リハビリテーション

実績 (平成 23 年度は見込み)		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ回数	24,740 回	25,813 回	27,972 回
	延べ人数	3,119 人	3,229 人	3,372 人
介護予防サービス	延べ人数	639 人	660 人	696 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ回数	29,228 回	30,748 回	32,268 回
	延べ人数	3,312 人	3,481 人	3,649 人
介護予防サービス	延べ人数	733 人	758 人	783 人

③ 短期入所生活介護(療養介護)・介護予防短期入所生活介護(療養介護)

(介護予防) 短期入所生活介護・療養介護は、要介護等認定者を一時的に特別養護老人ホームなどに入所させ日常生活上の世話や機能訓練を行い、介護者の負担の軽減を図る短期入所生活介護サービスと、介護老人保健施設などに一時的に入所させ機能訓練などの医療や日常生活上の世話を行う短期入所療養介護サービスがあります。

サービス提供体制の確保を進め、介護者の負担軽減とリフレッシュの確保のため利用を促進します。

目標事業量

■短期入所生活介護（療養介護）

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	延べ日数	17,305 日	16,727 日	17,628 日
	延べ人数	1,871 人	2,016 人	2,004 人
介護予防サービス	延べ日数	188 日	290 日	96 日
	延べ人数	41 人	54 人	24 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	延べ日数	18,382 日	19,148 日	19,485 日
	延べ人数	1,930 人	2,012 人	2,052 人
介護予防サービス	延べ日数	99 日	103 日	106 日
	延べ人数	25 人	26 人	27 人

⑨ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

(介護予防) 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)において特定施設サービス計画(施設ケアプランに相当)に沿って、入浴・排泄・食事などの介護サービス、調理・洗濯・掃除などの家事援助サービス、生活や健康に関する相談など、要介護等認定者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供します。

利用者の増大に対応できるサービス体制整備により、安心して暮らせる状況の確保を進めます。

目標事業量

■特定施設入居者生活介護

実績(平成23年度は見込み)		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	延べ件数	697件	738件	768件
介護予防サービス	延べ件数	310件	212件	204件

見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス	延べ件数	820件	864件	910件
介護予防サービス	延べ件数	200件	211件	221件

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

(介護予防) 福祉用具貸与は、要介護等認定者の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉用具を貸与するサービスです。

貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっており、車いす、介護用ベッドなどがあります。

利用者は年々増加傾向であるため、適切な福祉用具の選定を行い、十分なサービス提供が行われるようにしていきます。

目標事業量

■福祉用具貸与

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	件数	6,017 件	5,949 件	6,660 件
介護予防サービス	件数	610 件	804 件	1,032 件

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	件数	6,781 件	7,118 件	7,455 件
介護予防サービス	件数	1,081 件	1,118 件	1,155 件

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定（介護予防）福祉用具販売は、要介護等認定者の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排泄・入浴に関する用具（特定福祉用具＝腰掛便座、特殊尿器、入浴用いすなど10品目）について、その購入費用に対して保険給付が認められています。

年度によってばらつきはあるものの、利用者の増加が見込まれます。また、販売業者が指定制度となったことから、福祉用具の適切な販売ができるよう進めていきます。

目標事業量

■特定福祉用具販売

実績（平成23年度は見込み）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	件数	163件	191件	156件
介護予防サービス	件数	64件	59件	58件

見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス	件数	184件	188件	192件
介護予防サービス	件数	67件	67件	67件

⑫ 居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

居宅介護（介護予防）住宅改修は、居宅での手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修費用の一部を支給するサービスです。

居室の廊下の段差解消など簡単なものから、トイレ・浴室の改修といった規模の大きいものまで利用者にあった改修を進めていきます。

目標事業量

■住宅改修

実績（平成23年度は見込み）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	件数	139件	132件	155件
介護予防サービス	件数	62件	73件	68件

見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス	件数	156件	156件	160件
介護予防サービス	件数	74件	74件	80件

⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、在宅サービスなど適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類・内容などの計画を作成するとともに、サービス提供確保のため事業者などと連絡調整を行います。

居宅介護支援は、居宅介護支援事業所が行うため利用者の適正なプランができるよう努めていきます。

介護予防支援については、地域包括支援センターが行うため公平性・中立性の確保を図ります。

目標事業量

■居宅介護支援

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス	件数	10,981 件	11,561 件	11,736 件
介護予防サービス	件数	3,612 件	3,837 件	4,248 件

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	件数	12,636 件	13,584 件	14,532 件
介護予防サービス	件数	4,364 件	4,456 件	4,548 件

(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスとは、できる限り、住み慣れた地域で生活が続けられるよう身近な市町村で提供されるサービスです。地域の現状を把握し、利用者にとって、より身近なところで利用できるサービス体制を整備します。

① 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間における定期的な巡回訪問または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

平成 26 年度からのサービス開始に向けて、環境整備に努めます。

目標事業量

■夜間対応型訪問介護

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービス	延べ人数	0 人	0 人	300 人

② 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、比較的軽度の認知症の要介護認定者が、共同生活を営みながら入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

高齢者の増加とともに、認知症の高齢者も増加することが予想されます。予測されるニーズに対応できる体制の確保に努めます。

目標事業量

■認知症対応型共同生活介護

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型サービス	延べ人数	292 人	478 人	612 人
地域密着型 介護予防サービス	延べ人数	11 人	17 人	12 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービス	延べ人数	636 人	636 人	816 人
地域密着型 介護予防サービス	延べ人数	12 人	12 人	12 人

③ 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の容態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

利用ニーズの高いサービスであるため、長期的な計画の中で、利用者のニーズに合った必要量の確保に努めます。

目標事業量

■小規模多機能型居宅介護

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型サービス	延べ人数	20 人	120 人	180 人
地域密着型 介護予防サービス	延べ人数	0 人	5 人	12 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービス	延べ人数	255 人	270 人	285 人
地域密着型 介護予防サービス	延べ人数	12 人	13 人	13 人

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスです。

平成 26 年度からのサービス開始に向けて、環境の整備を行います。

目標事業量

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービス	延べ人数	0 人	0 人	53 人

(3) 施設サービスの充実

在宅における継続的な生活が困難な要介護認定者が、心身の状況に応じて適切な施設を利用できるよう、施設サービスの質的向上に努めます。

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護認定者の自宅復帰を念頭に置きつつ、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴・排泄・食事・相談など日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話をを行う施設サービスです。

介護保険下で施設サービスを提供する3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の中で、最も生活上の介護を重視している施設といえます。

今後も、入所待機者の解消につながるよう努めていきます。

目標事業量

■介護老人福祉施設（年間）

実績（平成23年度は見込み）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設サービス	延べ人数	2,201人	2,170人	2,088人

見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設サービス	延べ人数	2,220人	2,280人	2,520人

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定している高齢者が、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア・リハビリテーション・生活支援を受ける施設サービスです。

介護保険における施設サービスにはこの他、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設があります。前者は生活介護、後者は医学的管理下での療養を中心とした施設ですが、介護老人保健施設は両者の中間的な機能を持ちます。

今後も、入所待機者の解消につながるよう努めていきます。

目標事業量

■介護老人保健施設（年間）

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設サービス	延べ人数	3,001 人	2,978 人	3,108 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設サービス	延べ人数	3,120 人	3,240 人	3,360 人

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは、長期療養を必要とする要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを提供する施設サービスです。

医療保険制度で位置づけられている療養型病床群、介護力強化病院、認知症疾患療養病棟のうち、介護保険で指定を受けた病棟（病室）が移行することになります。

平成 29 年度までの廃止延長に伴い、既存施設でのサービス提供を引き続き行います。

目標事業量

■介護療養型医療施設（年間）

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設サービス	延べ人数	841 人	697 人	684 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設サービス	延べ人数	684 人	684 人	684 人

第4章 地域包括ケアの促進

1 地域包括ケア体制の充実

「地域包括ケア」のより一層の充実をめざし、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

そのため、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、地域におけるネットワークを構築していきます。地域の高齢者の状況把握を行うとともに、高齢者一人ひとりに応じた適切なサービスの利用ができるよう支援体制の充実を図ります。

また、ボランティアなどの地域福祉活動の充実や、高齢者の認知症対策や権利擁護、防災対策などにも積極的に取り組み、見守りと支え合いを中心とした地域包括ケア体制の構築に努めます。

(1) 地域包括ケア体制の整備

医療と介護、介護予防などが密接に結びつき、高齢者の健康の維持・増進、生活の向上につながるよう地域包括ケア体制を整備します。

施策の内容

No.	施策	内容
①	津島市医歯薬介護連携推進事業 (あんしんネットつしま)	津島市における保健・医療・福祉サービスを中心とした地域連携のネットワークづくりを推進し、住みよい地域社会を実現するため、地域課題に対する調査・研究活動を実施します。連携プロフィール帳などの活用により、関係機関との連携を円滑に行います。

2 地域包括支援センターの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者福祉サービスや介護保険制度など公的なサービスだけでなく、地域包括支援センターを中心とした地域の社会資源や市民を巻き込んだ有機的なネットワークによる地域全体での支援が重要となります。

高齢者の尊厳を保持するため高齢者及びその家族への相談支援を充実するとともに、福祉・保健医療・権利擁護など、様々なサービスを包括的・継続的に提供していくことが求められています。

(1) 包括的な支援の充実

高齢者の生活全般にわたる介護予防を推進するとともに、相談支援、権利擁護などを行い、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくための支援体制を充実していきます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	介護予防 マネジメント事業	介護予防の効果をより高めるため、要介護等認定非該当者から要支援者に至るまでの一貫したケアマネジメントを実施します。また、個人の状態が二次予防事業対象者から要介護等認定者へ移行しても継続的なケアマネジメントを行えるよう、地域包括支援センター、ケアマネジャー、サービス事業者など各種機関の連携を図ります。
②	総合相談支援事業	高齢者の心身の状況や家庭環境などの実態把握を行い、サービスに関する情報提供などの初期相談対応、継続的・専門的な相談支援を行うため、高齢者にわかりやすい相談窓口のワンストップサービスとして機能の充実を図ります。
③	権利擁護事業	高齢者虐待防止や権利擁護について、関係機関との連絡体制を確立するとともに専門的な知識を習得し、迅速な対応ができるよう組織としての能力向上を図ります。地域包括支援センター、かかりつけ医、自治会など、各組織が連携して、虐待防止ネットワークを構築し、市民の相談窓口として定着を図ります。
④	包括的・継続的 マネジメント 支援事業	主治医、ケアマネジャーなどの協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの包括的支援を行うことを目的に、地域のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導など日常的個別指導・相談、支援困難事例への助言など、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備します。

目 標 値

■介護予防マネジメント事業

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ケアプラン作成件数	要支援者	3,692 件	3,913 件	4,100 件
	健康づくり高齢者	90 件	47 件	20 件

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ケアプラン作成件数	要支援者	4,300 件	4,350 件	4,400 件
	健康づくり高齢者	20 件	20 件	20 件

■総合相談支援事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
総合相談件数	1,057 件	1,249 件	1,400 件

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合相談件数	1,450 件	1,500 件	1,500 件

■権利擁護事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
成年後見制度等	6 件	2 件	5 件
高齢者虐待	8 件	48 件	40 件
消費者被害	3 件	5 件	4 件

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度等	6 件	7 件	8 件
高齢者虐待	40 件	43 件	46 件
消費者被害	5 件	6 件	7 件

3 地域福祉活動の充実

地域における高齢者が抱える課題については、行政が実施する福祉施策や介護保険制度によるサービスなど公的なサービスのみでは、解決に結びつかないこともあります。公的なサービスの充実に加えて、自治会、民生委員、老人クラブ、ボランティア活動団体、NPO団体などの取り組みによる地域での支え合いの体制の整備が必要です。

市民それぞれが福祉に関する意識を高め、市民主体の地域福祉を推進していくことが求められています。

(1) ボランティア活動の充実

ボランティアの自主的な活動の活発化を図り、地域で高齢者を支える環境の実現をめざします。社会福祉協議会やボランティア活動団体との連携や情報交換を行い、支援活動の充実を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	ボランティアセンターの充実	津島市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアに関する相談、手助けを必要としている高齢者とボランティア希望者を結ぶコーディネート、広報紙などを通じた情報提供を行うなど、地域と企業をつなぐコーディネート機能を強化し、住民参加型の福祉サービスの基盤づくりを進めます。
②	ボランティア連絡協議会の充実	ボランティア連絡協議会は、地域力の向上にむけ、グループ同士の情報交換などの機会の充実を図り、ボランティアのネットワーク化を推進していきます。
③	ボランティア講座の開催	社会福祉協議会において、初級要約筆記講座、点字講座、シニアサイン講座など様々なボランティア講座を開催します。市民のボランティア活動のきっかけづくりや、活動の充実が図られるよう、活動を支援します。

目 標 値

■ボランティアセンターの充実

実績（平成 23 年度は見込み）		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ボランティアの登録	グループ数	45 グループ	46 グループ	47 グループ
	人数	2,291 人	2,110 人	1,951 人

見込み		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ボランティアの登録	グループ数	47 グループ	47 グループ	47 グループ
	人数	2,000 人	2,000 人	2,000 人

■ボランティア講座の開催

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
初級要約筆記講習会	0 人	7 人	10 人
点字講習会	0 人	0 人	10 人
手話講習会	11 人	6 人	なし
ガイドヘルプ講座	なし	8 人	なし

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
初級要約筆記講習会	10 人	10 人	10 人
点字講習会	10 人	10 人	10 人
手話講習会	10 人	10 人	10 人
ガイドヘルプ講座	10 人	10 人	10 人
シニアサイン講座	10 人	10 人	10 人

(2) 各種団体との連携

様々な団体との連携のもと、地域における支え合い、助け合いの意識を高め、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などに対し、市民主体の支援が行えるコミュニティの形成を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉・在宅福祉、ボランティア活動など様々な活動を行います。ひとり暮らし高齢者を対象とした「ひとり暮らし老人のつどい」「初春の宴」の実施や、認知症高齢者等を対象とした「日常生活自立支援事業」などを通じて、高齢者に対する支援を行っていきます。
②	福祉教育の推進	社会福祉協議会では、手話・点字・車いす・要約筆記・視覚障がい者外出援助・高齢者擬似体験などの福祉教育を支援します。各学校及び関係機関・団体と連絡を密にし、児童・生徒のボランティア活動が円滑に行われるよう努めます。
③	NPOの育成支援	NPOとの連携の確保、情報の提供などの支援を行い、サービス水準の向上を図るとともに、円滑な活動などが行える制度や仕組みづくりを支援していきます。

目標値

■社会福祉協議会

実績（平成23年度は見込み）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
会員数	個人	14,949人	15,399人	14,972人
	協力会員	206人	181人	185人
	法人会員	85件	53件	67件

見込み		平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	個人	15,000人	15,000人	15,000人
	協力会員	200人	200人	200人
	法人会員	70件	70件	70件

4 高齢者にやさしい環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、生活環境の充実が欠かせません。

住みやすい住宅の整備・確保とともに、外出がしやすい環境の整備に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザイン（すべての人が利用しやすいデザイン）に配慮した公共施設や道路の整備が求められています。

（１）住みやすい住宅の確保

高齢者が自分に合った住みよい住まいを選べるよう、住まいについての各種支援を行います。高齢者がそれぞれの住まいで自立した生活が送れるよう快適な居住環境の確保を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	高齢者への居住支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、老朽化した公営住宅の統廃合を視野に入れた整備を進めるなど安全で快適な住環境の整備を進めます。
②	住宅改修の推進	住宅改修は、本人の自立支援とともに、介護者の負担軽減や住宅内での事故防止にもつながります。介護保険サービスの活用により、住宅改修を推進していくとともに、住宅リフォーム相談窓口の充実や各種制度のPRを図っていきます。
③	高齢者対応住宅の普及・促進	新たに建築される住宅については、ユニバーサルデザインに留意した高齢者仕様の住宅づくりの啓発に努めるとともに、住宅金融支援機構などの融資制度の周知と利用促進により、住み続けられる住宅の普及を図ります。

(2) 施設や交通環境の整備

高齢者にとって、利用しやすい施設や道路の整備が図られ、外出機会の増加に向けて、安全対策や移動手段が確保されるよう、今後も関係機関に協力し支援していきます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	安全で利用しやすい施設や道路の改善	高齢者が外出時に、安全で快適に過ごせるよう、公園、歩道などの公共施設及び公共的な性格をもつ民間施設について、「高齢者、障害者等への移動等の円滑化の促進に関する法律」「津島市・人にやさしい街づくり基本計画」「愛知県人にやさしい街づくりに関する条例」などに基づき、整備・改善を促進し、高齢者を含むすべての人々にとって利用しやすい環境の整備を進めます。
②	外出手段の確保	要介護等認定者に対する移送については、福祉有償運送制度の申請に基づき、対応します。二次予防事業対象者については、事業に参加しやすいよう、実施場所や送迎などを検討して実施します。また、一般の高齢者に対しては、ボランティア活動などを含めて検討を進めます。
③	交通安全対策	車いす、電動三輪車、歩行者が安全に通行しやすい道路や歩道の整備、カーブミラーなどの交通安全設備の設置、高齢者が見やすい道路標識の整備を進めるとともに、ドライバーへの安全運転の啓発パンフレットの配布、高齢者への交通安全教室の充実を図ります。

(3) 防災・防犯体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けるために、災害時要援護者対策を含めた防災対策や防犯対策について、緊急時や犯罪から高齢者の安全が確保されるよう、今後も関係機関と協力し、支援していきます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	防災・防火対策	防災訓練や講習会などの実施において、高齢者への参加を積極的に呼びかけ、防災・防火知識の普及・啓発を進めます。また、災害発生時に、自ら迅速な通報・消火・避難行動がとれるよう、ひとり暮らしの高齢者に、訪問による「ひとり暮らし老人家庭防火診断」を通じて、防火意識の啓発と安全確保を図ります。
②	防犯対策	警察と連携を図り、チラシの配布、地域での声かけ運動、緊急連絡網の整備・活用などの自主防犯活動を支援します。
③	消費生活に関する支援	高齢者を狙った悪徳商法など消費者被害防止のため、高齢者への消費者相談・消費者教育に取り組みます。

5 認知症高齢者支援の充実

介護や支援を必要とする認知症高齢者は、高齢化の進展に伴い、今後さらに増加すると見込まれ、認知症高齢者に対する支援を充実する必要があります。地域住民の理解や見守りが認知症高齢者の暮らしには、重要な要素となっています。

(1) 認知症施策の推進

認知症高齢者が、尊厳をもって住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、家族支援の実施や、地域の人々に認知症についての理解を深めてもらうことで、地域の支援体制を構築します。

施策の内容

No.	施策	内容
①	認知症に関する理解の促進	認知症高齢者が人間としての尊厳が守られ、認知症に対する正しい理解が地域に広まるよう、キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成を行うとともに、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
②	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会により、日常生活に不安を抱いている認知症高齢者に対しても、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用を援助し、各関係機関や成年後見制度などとの連携を図ります。
③	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、認知症高齢者などの権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度です。市町村申し立てに係る低所得の高齢者に対する成年後見制度の申し立てに要する経費や、成年後見人などの報酬の助成を行います。

目 標 値

■成年後見制度利用支援事業【任意事業】

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	1 人	0 人	1 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	1 人	2 人	3 人

■認知症高齢者見守り事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
認知症キャラバン・メイト 研修修了・登録者	7 人	4 人	3 人
認知症サポーター養成講 座実施回数	6 回	16 回	15 回
参加延べ人数	131 人	421 人	600 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症キャラバン・メイト 研修修了・登録者	2 人	2 人	2 人
認知症サポーター養成講 座実施回数	15 回	16 回	17 回
参加延べ人数	300 人	320 人	340 人

6 見守りと支え合いの促進

高齢者が住み慣れた場所で安心して過ごすためには、地域の理解や家族の支えが不可欠です。また、家族介護者の負担増大や高齢者虐待は、喫緊の課題となっています。高齢者の安心できる生活に向けて、これらの課題解決に向けた支援が求められています。

(1) 家族介護者への支援の充実

在宅の要介護者に対する介護体制を維持するため、家族介護者への身体的、精神的、経済的負担の軽減に向けた支援の充実を図ります。

施策の内容

No.	施策	内容
①	家族介護支援事業	要介護等認定者を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催します。
②	家族介護継続支援事業	家族介護者に対する健康相談や介護用品の支給を行い、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会などの開催により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減する事業を実施します。

目標値

■家族介護教室

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
家族介護者等養成 研修事業受講延人数	222 人	304 人	300 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護者等養成 研修事業受講延人数	300 人	300 人	300 人

■家族介護継続支援事業

実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
家族介護用品支給事業	15 人	18 人	18 人

見込み	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
家族介護用品支給事業	18 人	18 人	18 人

(2) 高齢者虐待の防止

高齢者が尊厳をもって安心して暮らすことができるよう、高齢者に対する虐待を人権上の重大な課題として受け止め、高齢者虐待防止に取り組みます。

高齢者本人や介護をする家族をはじめ、地域住民が高齢者虐待について正しい知識や介護方法などを身に付けるための普及に努めます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	相談窓口の周知	高齢者虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターの周知を図ります。また、住民への浸透を図るため、あらゆる機会を捉えて継続的な広報を行います。
②	虐待防止ネットワーク構築の推進	高齢者虐待の発生予防、早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、既存のネットワークなどの活用を含め、地域住民や関係機関と連携を図り、支援ネットワークの構築を進めます。

(3) 高齢者の見守り

高齢者に対する地域の見守り体制を強化し、高齢者本人とその家族が安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

施策の内容

No.	施策	内容
①	高齢者見守り事業	認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティアなどによる見守りのための訪問などを行い、地域における高齢者の見守りネットワーク体制を構築します。

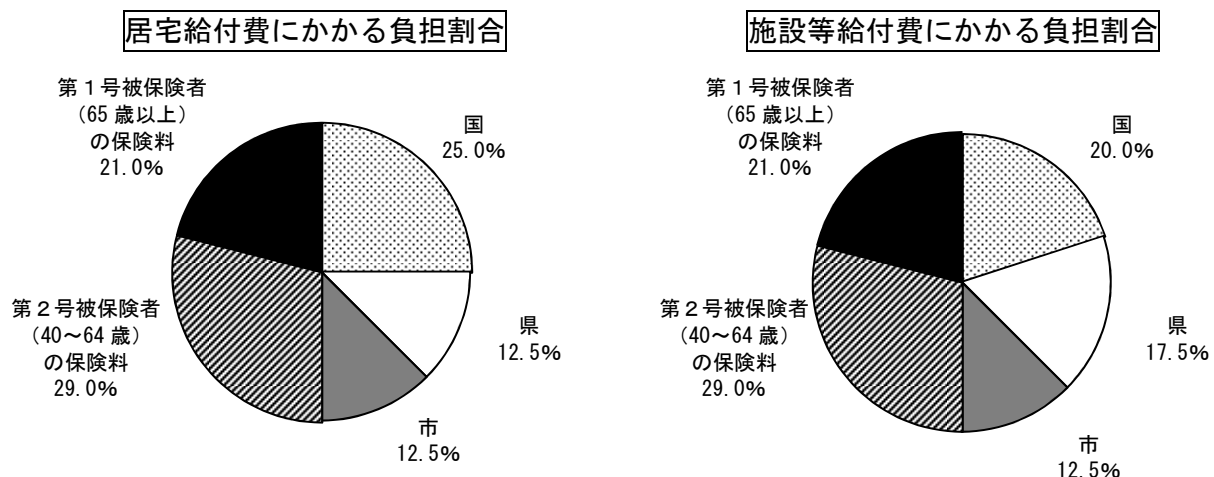
第5章 介護保険サービス事業量の見込み

1 介護保険の負担割合

介護保険サービスに係る費用の負担割合は、50%が国、県、市による公費で賄い、残り50%は第1号被保険者（65歳以上）と、第2号被保険者（40歳～64歳）が納める介護保険料によって賄われています（費用の負担割合は下図のとおり）。

第1号被保険者の保険料は、3年間を通じ財源の均衡が図られるように設定されており、年度によっては、保険料が余剰となる場合がありますが、この余剰金は、介護給付費準備基金として積み立てられ、次年度以降の財源不足に備えます。

また、保険料の未納額の増加や、やむを得ない事情で予定給付費額を超過した場合には、県が設置する財政安定化基金から資金の交付や貸付を受けることができます。



※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費

※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（特定施設入居者生活介護等）にかかる給付費

※国の負担割合には、調整交付金を含む。

2 総給付費の見込み

平成 24～26 年度の 3 年間に於ける介護サービスの給付費総額の見込みは、以下の通りです。

■居宅・地域密着型・施設サービスの給付費総額の見込み (単位：千円)

サービス名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護	215,662	222,458	227,855
②訪問入浴介護	34,303	35,321	36,340
③訪問看護	47,689	49,354	51,020
④訪問リハビリテーション	8,925	9,399	9,873
⑤居宅療養管理指導	7,474	7,533	7,736
⑥通所介護	551,506	567,402	586,535
⑦通所リハビリテーション	251,684	264,677	277,670
⑧短期入所生活介護	152,076	158,295	161,043
⑨短期入所療養介護	5,236	5,415	5,595
⑩特定施設入居者生活介護	146,149	154,069	162,168
⑪福祉用具貸与	88,486	92,689	96,893
⑫特定福祉用具販売	5,819	5,945	6,072
小計	1,515,008	1,572,558	1,628,798
(2) 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	10,675
②夜間対応型訪問介護	0	0	7,225
③認知症対応型通所介護	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	58,625	62,344	66,021
⑤認知症対応型共同生活介護	149,830	149,830	191,818
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧複合型サービス	0	0	0
小計	208,455	212,174	275,739
(3) 住宅改修	17,921	17,921	18,334
(4) 居宅介護支援	152,634	163,380	174,126
(5) 介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設	526,305	541,536	600,555
②介護老人保健施設	841,090	875,743	910,327
③介護療養型医療施設	241,913	241,913	241,913
④療養病床からの転換分	0	0	0
小計	1,609,308	1,659,192	1,752,795
介護給付費計	3,503,326	3,625,225	3,849,792

■介護予防・地域密着型介護予防サービスの給付費総額の見込み

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス			
①介護予防訪問介護	26,486	27,395	28,304
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③介護予防訪問看護	968	1,001	1,035
④介護予防訪問リハビリテーション	642	665	687
⑤介護予防居宅療養管理指導	662	662	756
⑥介護予防通所介護	68,629	70,982	73,336
⑦介護予防通所リハビリテーション	29,173	30,173	31,173
⑧介護予防短期入所生活介護	733	758	783
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	21,097	22,205	23,340
⑪介護予防福祉用具貸与	8,216	8,498	8,780
⑫特定介護予防福祉用具販売	1,618	1,618	1,618
小 計	158,225	163,958	169,813
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	917	949	980
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,794	2,794	2,794
小 計	3,711	3,742	3,774
(3) 介護予防住宅改修	8,612	8,612	9,306
(4) 介護予防支援	19,036	19,438	19,840
予防給付費計	189,583	195,750	202,733

3 地域支援事業の概要

■主な地域支援事業サービス

区分		通所型事業	訪問型事業
介護予防事業	運動器の機能向上	運動器の機能向上事業	
	栄養改善	栄養改善事業 (個別相談及び集団健康教育)	
	口腔機能向上	口腔機能向上事業	
	閉じこもり予防・支援及び 認知症予防・支援	認知症予防・支援事業	
	うつ予防・支援		保健師による訪問指導
	その他	二次予防事業対象者把握事業、 二次予防施策評価事業	
	一次予防施策	介護予防普及啓発事業、 地域介護予防活動支援事業、 一次予防施策評価事業	
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター運営事業	
	総合相談支援		
	高齢者虐待防止事業		
	権利擁護事業		
	包括的・継続的ケアマネジメント		
任意事業	介護給付等費用適正化事業	介護給付費通知事業	
	家族介護支援事業	認知症高齢者支援事業、家族介護継続支援事業、 家族介護慰労金支給事業、家族介護用品支給事業	
	その他	成年後見制度利用支援事業、地域自立生活支援事業、 福祉用具・住宅改修支援事業	

■介護予防・地域支援事業総額の見込み

(単位：千円)

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防事業				
二次予防事業		19,792	17,298	17,038
二次予防事業対象者把握事業		9,887	8,792	8,642
通所型介護予防事業		9,905	8,506	8,396
訪問型介護予防事業		0	0	0
二次予防施策評価事業		0	0	0
一次予防事業		15,574	15,578	16,070
介護予防普及啓発事業		15,574	15,578	16,070
一次予防施策評価事業		0	0	0
小 計①		35,366	32,876	33,108
保険給付費見込額に対する割合		0.90%	0.81%	0.77%
包括支援事業及び任意事業				
包括的 支援事 業	地域包括支援センター設置数	3	3	3
	地域包括支援センター事業委託料等	59,567	61,377	62,000
	介護予防ケアマネジメント事業			
	総合相談支援・権利擁護事業			
	包括的・継続的ケアマネジメント事業			
任意事業	18,789	19,392	20,985	
(1) 介護給付等費用適正化事業		305	305	305
(2) 家族介護支援事業		2,812	2,817	2,857
家族介護継続支援事業委託料		360	360	360
家族介護用品支給事業委託料		1,558	1,563	1,582
家族介護継続慰労金支給事業		100	100	100
認知症高齢者支援事業		794	794	814
その他		0	0	0
(3) その他事業		15,672	16,270	17,823
(ア) 成年後見制度利用支援事業		441	441	441
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業		130	130	130
(ウ) 地域自立生活支援事業		15,101	15,699	17,252
小 計②		78,356	80,769	82,984
保険給付費見込額に対する割合		2.00%	1.99%	1.93%
合 計 (①+②)		113,722	113,645	116,092
保険給付費見込額に対する割合		2.9%	2.8%	2.7%

4 保険料の算出

第1号被保険者の保険料額は、次の算出方法により計算しました。

A…介護給付費等

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
総給付費	3,692,909,377	3,820,975,486	4,052,525,327	11,566,410,190
特定入所者介護サービス費等 給付額	150,871,721	156,982,026	163,151,420	471,005,167
高額介護サービス費等給付額	64,899,600	67,495,583	70,195,407	202,590,590
高額医療合算介護サービス費 等給付額	9,140,363	9,505,978	9,886,216	28,532,557
算定対象審査支払手数料	3,643,430	3,789,130	3,940,720	11,373,280
標準給付費見込額	3,921,464,491	4,058,748,203	4,299,699,090	12,279,911,784

B…地域支援事業費

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
地域支援事業費	113,722,470	113,644,949	116,091,875	343,459,294
保険給付費見込額に 対する割合	2.9%	2.8%	2.7%	2.8%

C…第1号被保険者負担分 (A : 介護給付費等 + B : 地域支援事業費) × 21%

(12,279,911,784 円 + 343,459,294 円) × 21% = 2,650,907,926 円

D…調整交付金相当額 (A : 介護給付費 × 5%)

12,279,911,784 円 × 5% = 613,995,589 円

E…調整交付金見込額

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
調整交付金見込交付割合	2.18%	2.18%	2.18%	
調整交付金見込額 (E)	85,488,000	88,481,000	93,733,000	267,702,000

F…介護給付費準備基金取崩額

0 円

G…財政安定化基金取崩による交付額

25,027,800 円

H…保険料必要収納額 (C + D - E - F - G)

2,650,907,926 円 + 613,995,589 円 - 267,702,000 円 - 0 円 - 25,027,800 円 = 2,972,173,715 円

I…予定保険料収納率

98.8%

J…所得段階別加入割合補正後被保険者数

3年間で 48,384 人

K…保険料の基準額 (H ÷ I ÷ J)

2,972,173,715 円 ÷ 98.8% ÷ 48,384 人

月額 : 5,181 円

年額 : 62,170 円

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

■所得段階別保険料率

所得段階	保険料率	概 要
第 1 段階	0.4	市民税が世帯員全員非課税かつ老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第 2 段階	0.5	市民税が世帯員全員非課税 (合計所得＋課税年金収入 80 万円以下)
第 3 段階	0.57	市民税が世帯員全員非課税 (合計所得＋課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下)
第 4 段階	0.6	市民税が世帯員全員非課税 (合計所得＋課税年金収入額が 120 万円を超える)
第 5 段階	0.7	市民税が世帯員課税で本人非課税 (合計所得金額＋課税年金収入 80 万円以下)
第 6 段階 (基準額)	1	市民税が世帯員課税で本人非課税 (第 5 段階以外)
第 7 段階	1.2	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満
第 8 段階	1.3	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満
第 9 段階	1.6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 350 万円未満
第 10 段階	1.85	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満
第 11 段階	2.15	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 650 万円未満
第 12 段階	2.2	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 650 万円以上 800 万円未満
第 13 段階	2.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満
第 14 段階	2.3	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上

資料編

資料編

1 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「新計画」という。）の策定に関し必要な事項を審議するため、津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 費用負担者
- (5) 被保険者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、新計画の素案を作成するため専門部会を置く。

2 専門部会は、別表に掲げる課に属する職員のうちから当該所属長の推薦する者をもって組織する。

- 3 専門部会は、高齢介護課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 高齢介護課長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 専門部会の運営に必要な事項は、高齢介護課長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

2 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏名	区分(委員会要綱第2条)		役職名
◎北村育子	学識経験者	1号	日本福祉大学社会福祉学部教授
○河西あつ子	保健医療関係者	2号	津島市医師会 副会長
鈴木伸一郎	〃	〃	津島市歯科医師会 会長
野田道雄	〃	〃	津島市薬剤師会 会長
加藤昌弘	〃	〃	愛知県津島保健所 所長
横江好明	福祉関係者	3号	津島市社会福祉協議会 会長
殿畑規子	〃	〃	津島市民生児童委員協議会連絡会 会長
小川恒子	〃	〃	津島市ボランティア連絡協議会 会長
山本達彦	費用負担者代表	4号	津島商工会議所 常議員
猪飼充利	〃	〃	津島商工会議所 常議員
野田勝子	被保険者代表	5号	津島市女性の会 会長
垣見美笑子	〃	〃	津島市老人クラブ連合会 副会長
櫻井久美子	〃	〃	公募
水谷真理子	〃	〃	〃

◎：委員長・○：副委員長

(順不同・敬称略)

3 津島市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会専門部会名簿

課 名	役 職	氏 名
市長公室企画政策課	補 佐	安 藤 公 一
総務部財政課	主 査	鈴 木 亮 仁
総務部収納課	統括主任	丹 羽 章 雄
市民経済部人権推進課	主 査	加 藤 友 教
健康福祉部福祉課	統括主任	佐 藤 実
健康福祉部健康推進課	保 健 師	仁 科 麻由子
健康福祉部保険年金課	統括主任	村 上 明 美
建設部建築課	主 査	山 田 美由紀
教育委員会社会教育課	主 査	岡 田 勝 利

津島市 第5期
高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発 行 : 津島市
編 集 : 津島市 健康福祉部 高齢介護課
住 所 : 〒496-8686
愛知県津島市立込町2丁目21
TEL (0567)24-1111(代表)
FAX (0567)24-1791

発行年月 : 平成 24 年3月
